

令和7年度

給水装置取扱手引

◎取扱 令和8年4月1日より

日南市水道局

朱書き・・・重要事項

青書き・・・変更事項

給水装置取扱手引 目次

1. 工事仕様書	1
1. 総則.....	2
2. 材料.....	2
3. 所要水量及び給水管口径.....	2
4. 給水方式.....	2-3
5. 管の接続.....	3
6. 分水栓取り出し.....	3-4
7. 量水器の設置	4-5
8. 止水栓、バルブ類.....	5-6
9. 配管.....	6-7
10. 管の埋設.....	7-8
11. ボックス類の取り付け.....	8
12. 路面復旧.....	8
13. 完成検査	9
14. 雑則.....	9
2. 給水装置工事における取扱事項	10
1. 工事申請から着工まで.....	11-12
2. 穿孔立会い.....	13
3. 水圧試験.....	13
4. 完成検査.....	14
5. 給水装置工事申請～完成までのフロー図.....	15-21

6. 給水装置工事の事務対応及び立会い等について.....	23-23
7. 給水装置工事に係る給水加入金について.....	23-25
8. 給水装置工事に係る手数料について.....	25-27
9. 水道メーターの出庫・撤去.....	28-29
10.臨時開閉栓・一般開栓の手続き.....	29-30
11.給水装置所有者変更届について.....	30
12.道路占用許可申請の手続きについて.....	31-32
3. 給水装置工事指定事業者について.....	33
1. 指定給水装置工事事業者の各種届出について.....	34
2. 指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分について.....	35-36
4. 給水装置の漏水について.....	37
1. 漏水修繕範囲について.....	38-39
2. 給水装置漏水事故に係る水道料金の減額申請について.....	40-41
5. 各種様式（一部記入例）.....	42
高層建築の給水方式に関する誓約書.....	43
貯水槽水道設置届.....	44-45
量水器出庫依頼兼開栓届出書.....	46-47
給水装置の修繕範囲に関する誓約書.....	48
水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書.....	49-50
給水装置工事申込書（給水装置工事台帳）記入例.....	51-52
水道既得権に関する誓約書.....	53

給水装置工事申込書 申請時チェックリスト	54
給水装置工事台帳 完成検査申請前チェックリスト	55
給水装置工事に係る工事用臨時閉開栓・一般用開栓届出書	56-57
量水器撤去報告書	58-59
給水装置所有者変更届	60-61
道路（占有・工事着工・完成）届申請書	62-63
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	64
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	65
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	66
漏水事故報告書兼減額申請書	67-68

1. 工事仕様書

工 事 仕 様 書

1 総 則

- (1) 給水装置工事は、配水管から分岐して需要者に給水するための設備工事で、その構造及び材質は、使用者が必要とする水量を十分に供給し、水圧、土圧その他の荷重に対して安全で衛生上不安がなく、かつ将来の維持管理に支障がないものでなければならない。
その施工に当たっては、関係法令、日南市水道事業給水条例、日南市水道事業給水条例施行規程、及び日南市水道事業指定給水装置工事事業者規程並びに本仕様書に基づいて万全を期して責任のある工事を施工しなければならない。
- (2) 竣工検査に合格した工事であっても、完成検査合格後2か年間施工業者の責に帰すべき事由による故障は、無償でこれを修繕しなければならない。
- (3) 道路掘削する場合は、所定の手続きを経て規定の交通標識及びバリケード防護柵、交通誘導員等を設置しなければならない。

2 材 料

- (1) 工事に使用する材料のうち、管類及びその付属品類は認証機関の検査合格品を使用しなければならない。
- (2) 水道課は、随時に指定業者の使用する材料について、外観、形状、寸法、材質その他について規格検査を行う。

3 所要水量及び給水管口径

所要水量及び給水管口径の算定に当たっては、施設別用途別使用水量を把握して、最低水圧、損失水頭を考慮して決定しなければならない。かつ水栓類はこれに対応するものでなければならない。

※使用水量及び給水栓等が多い建物（アパート、病院、福祉施設等）については水理計算書を添付すること。

4 給水方式

- (1) 配水管の水圧が十分で断・減水のおそれがない場合は、直結給水方式にする。
三階建て以上の高層建築は、水圧不足や断水等の観点から受水槽給水方式が原則であるが、直結給水方式にする場合は、施工業者の方で水圧試験の実施及び水理計算書を提出し、水道課に相談のうえ許可を得ること。また、施工の際には、断水など不足の事態によるリスクを承知のうえ施工する旨の誓約書（別記様式 P43）を提出すること。

なお、病院及び高層ビル等、直結給水方式が適当でない場合は、受水槽給水

方式を採用し、受水槽及び高架水槽の容量を表示しなければならない。

- (2) 受水槽給水方式を採用する場合は、受水槽の直前にバルブを取り付け、落ち込み口にボールタップ若しくは電極操作棒を設置しなければならない。
- (3) 受水槽にはウォーターハンマー防止を講じなければならない。
- (4) 受水槽容積の決定については、計画一日使用水量の10分の6、高置水槽の容量については10分の1以上にしなければならない。
- (5) 受水槽給水方式を採用する場合は、貯水槽水道設置届（別記様式 P44、45）を提出しなければならない。

5 管の接続

- (1) 給水管は、日南市水道事業以外の水道管及び汚染の原因となる工業用水、井戸水及び排水等の管と直接連結してはならない。
※既存の給水装置を井戸水等から水道に切り替えた場合には、井戸水等のキャップ止め箇所を図面に明記すること。また、写真を給水台帳に添付すること。
- (2) 既設の給水装置に連結する場合は、その構造及び材質等を十分検査の上、適当であると判断された場合に限り連結することができる。
- (3) 給水管にポンプを直結してはならない。ただし、日水協認証品である直結増圧用ポンプ及び減圧用ポンプについては、協議のうえ設置を認める。

6 分水栓取り出し

- (1) 配水管から分岐給水する場合は、取り出し口径を20mm以上とし、配水管径及び給水管径に応じてサドル分水栓、T字管及び割T字管を使用し配水管より小口径にする。
- (2) 口径30mm以下の配水支管から分岐給水する場合はHIチーズの使用を原則とする。
- (3) 口径75mm以上の給水管取り出しは、原則として割T字管による不断水穿孔方式とする。
ただし、水道課が支障ないと判断した場合には、T字管を使用することができる。
- (4) 口径50mm以下の給水管取り出しは、サドル分水栓の使用を原則とする。
- (5) 配水管が鋳鉄管の場合において、サドル分水栓を使用する場合は、穿孔後、防食コア（銅製）を挿入しなければならない。

- (6) 分水栓相互及び分水栓又は分岐部から継手部の間隔は、30 cm以上離さなければならない。
- (7) 分水栓から第1止水栓までの公道部分取り出しは、原則ポリエチレン管を使用すること。ただし、取り出し配水管及び給水管が耐震管（ポリエチレン管、鋳鉄管等）でない場合は、HIVP管の使用を認める。配水管と給水管との配管は30 cm以上離さなければならない。
また、道路管理者から占用する材料の指定がある場合には、その条件の範囲内で水道課と協議し決定する。
※耐震型ではない鋳鉄管の場合も HIVP 管の使用を認める。
- (8) 分水栓はオフセットを取るとともに、その分水栓の位置に埋設表示ピン（キャッツアイ）を表示しなければならない。
※検査の際にキャッツアイが表示できない場合は、後日写真添付すること。
- (9) せん孔は、給水装置工事主任技術者の監督のもと、適切に作業を行うことができる技能を有する者（当該技能を有する者の指導のもと他の者が施工する場合を含む。）に施工させなければならない。
- (10) せん孔時は水道課職員の立会を求めなければならない。また、立会完了後は、立会写真（立会状況、穿孔くず確認状況、残留塩素確認状況等）及び**穿孔状況写真（本管の深さ土掘、敷地境界から本管までの距離等）**を水道課まで提出すること。
なお、立会の申出は、実施日の3日前までとし、ゴールデンウィーク、盆、年末年始は原則立会不可とする。（道路管理者の通知による。）
- (11) 分水口径については、原則として本管口径の1/2以下で穿孔すること。
ただし、ポリエチレン管からの分水で、融着にて取出し部を一体化させる場合は、1/2以下でなくとも可とする。（要事前相談）
- (12) 給水装置の撤去について、本管取り出しの場合は、原則として分水栓にてコックを閉め、断水コマを打ち、キャップ止めとする。給水管取り出しの場合は、原則として分岐箇所断水コマを打ち、キャップ止めとする。
- (13) **区画整理事業などの外部引き込みがある場合は、まず、水が出るか、給水管に問題がないか等を確認すること。その上で、使用するか新たに引き込みを実施するか施主、施工業者で判断してください。**

7 量水器の設置

- (1) 量水器は、給水管と同口径又は、一段落としとし、流入側で口径の20倍、流出側で2倍の直線部分を設け、水平に設置しなければならない。
- (2) 量水器設置の位置は、公道との境界から1メートル以内に設置することを原則とする。これによらない場合は水道課と協議し、公道との境界から1メー

ル以内に第1止水栓を設置すること。また、敷地内で検針しやすくかつ汚水の浸入や外傷による破損のおそれなく、将来増改築その他施設の増設の計画がない場所を選定し設置しなければならない。

- (3) 口径 13mm～40mm のメーター器取り付けは、原則として盗水防止止水栓を直結しなければならない。
- (4) 口径 40mm 以上のメーターは止水栓をスリースバルブ（ソフトシール弁）にする。
※メーターについては、ネジ式、フランジ式どちらにするか営業係と検討する。
- (5) 汚染された水の逆流を防止するため 50mm 以下は、量水器の二次側に逆止弁の処置を講じなければならない。ただし、設計水圧が 0.3Mpa を下回る場合は、逆流防止装置の設置及び構造について協議しなければならない。
- (6) 量水器は、量水器出庫依頼書兼開栓届出書（別記様式 P46、47）による提出をもって、水道課が貸与する。
- (7) 工事用の臨時給水時等に用いる臨時メーター（内メーター）の設置は、給水装置工事申込書の第3面の空欄に（内メーター）となる旨を記載し、その横に親メーターの口径・番号を必ず記載すること。
※内メーターの設置に関する申請依頼書は不要
- (8) 量水器は、給水装置の所有者又は使用者が維持、管理の義務を負い、亡失、損傷した場合は、水道課の定める損害額を弁償しなければならない。
- (9) 臨時給水においては、量水器位置確認のため、臨時給水の立札を量水器ボックス付近に取り付けること。
- (10) 工事現場等の量水器の口径選定については、使用予定流量及び量水器の使用流量基準を考慮のうえ、事前に水道課と協議し選定すること。
- (11) アパートや集合住宅の場合は、量水器又は量水器 BOX に部屋番号が分かるよう施工すること。
（例：タグを付ける、BOX 蓋の裏にテプラを貼る、マジックで記載など）

8 止水栓、バルブ類

- (1) 第1止水栓は原則として公道外に設置するものとする。ただし、敷地内に設置困難であると道路管理者及び水道課が認めた場合はこの限りではない。また、設置する場合は、修繕範囲が官民境界より 1 m 以内であるため、誓約書（別記様式 P48）を添付しなければならない。
※共同管利用の場合は別途協議する。

- (2) 量水器直結の止水栓は、原則として盗水防止（開閉栓防止）付止水栓を使用する。
- (3) 分水栓から量水器までの区間において、量水器直結でない止水栓は、10Kのロングスピンドルタイプのスリースバルブもしくは青銅製ソフトシール仕切弁を使用する。
※口径 40mm 以上の場合には、スリースバルブ（ソフトシール弁）を使用する。
- (4) 維持管理上必要と認められる場合は、分岐点に必ず止水栓を設置しなければならない。
- (5) 既設給水管から分岐する場合は、分岐点に必ず止水栓を設置しなければならない。
- (6) 冷房機、温水器、湯沸器等を取り付ける場合には、必ず止水栓を設置するとともに中間にチャッキバルブ等を取り付け、逆流防止の処置を講じなければならない。
- (7) スリースバルブには伸縮ジョイントを、ソフトシール仕切弁には抜止防止機能付1F短管をビニル管の継手として使用する。
- (8) 水洗便所の大便器に給水管を直結する場合は、フラッシュバルブにバキュームブレーカを取り付けなければならない。直結直圧式タンクレストイレを設置する場合は、日水協認証が確認できる書類を事前に水道課まで提出し、承認を受けること。
- (9) 高地区に給水する場合は、水道課の指示する地点に逆止弁(チャッキバルブ)を取り付けなければならない。

9 配 管

- (1) 給水管は、家屋の外回り配管布設を原則とするが、架橋ポリエチレン管もしくはポリブデン管を使用する時はさや管ヘッダー方式でもよい。この場合、家屋の構造がその配管に適したものでなければ使用を避けなければならない。また、下水、便所及び汚水管等汚水の浸入のおそれがある箇所並びに床下及び物置小屋を避け、漏水発見や修理しやすいように布設しなければならない。ただし、ヘッダー式配管は、パイプのブレをなくすため、支持金具等で固定する。
- (2) 側溝や下水管等を横断する場合は、原則として伏せ越しとするが、布設困難な場合は、当該施設の管理者に許可を受けて保護管（SGP等）を用い添架してもよい。
- (3) 露出配管（特にビニル管）には、防寒、防熱及び外傷を防止するため保温チューブ等で保護しなければならない。

- (4) 給水管に過大なウォーターハンマーを起こす機械及び器具（加圧ポンプ等）を直結してはならない。ただし、日水協認証品の場合は、協議のうえ設置を認める。
- (5) 壁等の立ち上がり配管は、クリップ又はフック等で適当な間隔に固定しなければならない。
- (6) ビニル管継手は、すべて HI 継手を使用する。
- (7) 鉄筋コンクリート壁に埋め込む配管には、硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP）又はステンレス鋼管（SSP）等、同等品を使用する。
- (8) 受水槽、防火タンク、プール等への給水は落としこみとし、給水管の吐水空間は、管径に応じて既定の距離を確保すること。止水面より管径以上のボールタップは、ウォーターハンマーを防止するため周囲に波除を設置しなければならない。
- (9) 直結式スプリンクラーの設置の際は、火災時の対応、配水管の断水又は水圧低下等で誤作動が生じた場合において、水道事業者が責任を負わない旨を設置者に説明し了解を得ること。また、維持管理上の必要事項及び連絡先を施設内に表示し、利用者に周知すること。申請するときは、図面にスプリンクラーまでの管路を明記し、水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書(別添様式 P49、50)を提出すること。
- (10) タンク式スプリンクラー設置の際は、図面に消火タンクを明記し、前項（9）のとおり設置すること。
- (11) スプリンクラー設置の際は直結式、タンク式、どちらの形式でも必ず逆止弁を設置すること。
- (12) 分水栓から量水器までの間で、既設の引込管の耐用年数が超過している場合や第1止水栓がスリースバルブ（ソフトシール弁）でない場合は、出来るだけ更新をすること。

10 管の埋設

- (1) 管の埋設深度は、通常の場合、管の上端まで舗装厚+0.3m（当該値が 0.6m に満たない場合は 0.6m）以上とする。但し、道路管理者の許可によるものとする。また、私有地（宅内）においては 0.3m 以上を基準とする。
- (2) 掘削土はすべて土砂入れ替えを原則として、砂及び碎石(再生)、粒調碎石で埋め戻ししなければならない。道路管理者の指示で変更もありえる。

- (3) サドル分水栓及び割T字管の切り込み部は、保護砂を管の上端から 0.3m 上充填しなければならない。
- (4) 埋め戻しは、小規模な埋戻しで木ダコ等を使用する場合は仕上がり厚を 0.15m とし、ランマ等で通常の埋戻しを行う場合は仕上がり厚 0.2m として十分締め固めなければならない。
- (5) 給水管埋設時、保護砂の上に埋設シートを布設する。

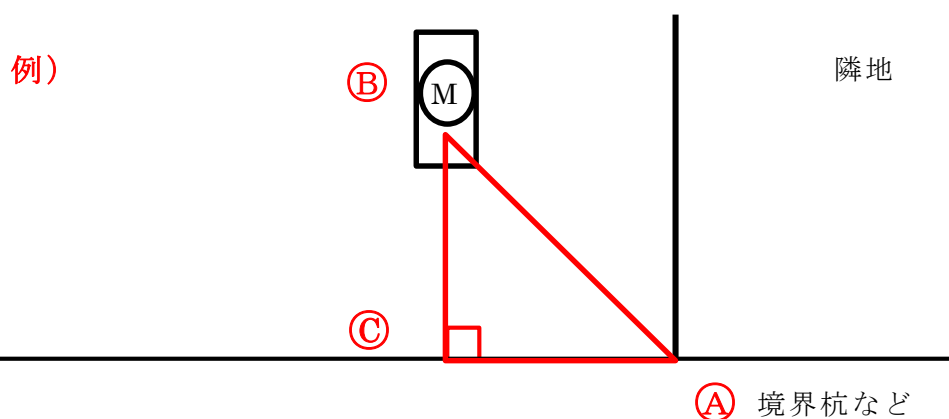
1 1 ボックス類の取り付け

設置した量水器、止水栓、バルブ及び仕切弁等の箇所ごとにボックスを取り付けなければならない。

量水器ボックスの取り付けに当たっては、下部に砂利を敷き排水を良くするとともに、外圧に対してパイプを破損しないように取り付けなければならない。公道及び一般の交通が見込まれる箇所については、25 t の輪荷重対応の铸铁製ボックスを設置しなければならない。また、敷地内でも駐車場など車輛等の乗り入れが想定される箇所については、铸铁製ボックスを設置しなければならない。

なお、取り付け場所については、今後の維持管理のためオフセットをとらなければならない。

オフセットについては、隣地境界や官民境界など永続的に目印となる場所を点 A、量水器の位置を点 B とし、点 A と点 B が 90 度で交わる場所を点 C とした 3 点でとるものとする。



1 2 路面復旧

コンクリート及びアスファルト等の舗装道路は、それぞれ関係官庁の指示に従い原形に復旧しなければならない。砂利道の場合は、埋め戻しの後砂利を 0.1m 以上敷き、後日数回見回り早期に原形復旧しなければならない。

1 3 完成検査

(1) 工事の完成後は、直ちに完成届(給水装置工事申込書)に必要事項を記入し、水道課に提出して完成検査を受けなければならない。完成検査について、臨時給水の完成検査立会いは不要とする。

一般給水の完成検査時には、水道課の指定する日に、給水装置工事主任技術者が立会わなければならない。

検査の方法は、残留塩素確認、水圧検査、給水管の種類、口径、管長、管の埋設深度、量水器、止水栓、バルブ等の位置及び給水栓の取り付け施工状態について検査を行い、施工不良箇所を発見した場合には、口頭又は書面をもって指示するものとする。

なお、検査終了後の検査写真の提出は不要とする。

(2) 施工業者は、指摘事項が指示された場合は、直ちに手直し工事を行い、完了後、速やかにその結果を竣工検査員に報告しなければならない。

(3) 分水栓もしくは分岐部、また第1止水栓から量水器までが20m以上の場合は水圧試験(1.0Mps)を10分間行うこと。また、水圧試験を行う場合は水道課に3日前までに連絡をして、職員の立会確認を求めること。

なお、水圧試験状況の写真を後日提出すること。

(4) 円滑に完成検査を行うため、材料及び寸法などの施工状態に対し、目印等をして、スムーズに行うようにすること。

(5) **アパートの完成検査については、量水器の誤設置を防ぐため、量水器設置後部屋毎の量水器設置一覧表を提出し、施主または建設業者の立会のもと、各部屋での通水確認を実施することとする。**

ただし、通水確認については、完成検査前での確認(中間検査)を認める。

1 4 雑 則

設計、施工に当たって本仕様書に疑義を生じた場合は、水道課に指示を受けなければならない。

2. 給水装置工事に おける取扱事項

1 工事申請から着工まで

給水装置工事臨時用（工事用臨時水栓を設置する場合）、一般用（宅内配管工事の場合）を申請する際は、**P51、52の給水装置工事申込書の記入例**を参考に、以下の点に注意してから、水道課へ申請してください。

※申請書は水道課にて1枚100円で販売いたします。

〈申込書記入における注意点〉

- (1) 令和4年度より申請書の押印義務が廃止となりましたので、所有者などの利害関係人の押印は不要です。
- (2) 所有者などの利害関係人の記入箇所は、直筆でお願いします。直筆ではない（CADで直接記入等）場合は、氏名横の空欄に押印をお願いします。
- (3) 指定店が記載すべき箇所について、会社名ゴム印（座判）を押す場合は、代表者印を押印してください。
- (4) 業者、本人記入欄の日付は必ず直筆で記入してください。
- (5) 記入不要の欄は事前に斜線を引いてください。
- (6) 施工に係る図面の記入について

①手書きの場合

申請時は鉛筆書きでの記入を行い、完成時にペン書き（建物図形、既設管等は黒色ボールペン、新設給水管は赤色ボールペン、給湯管は青色ボールペン）での清書をお願いします。

②CADによる製図を希望される場合

図面作成したものを、様式右肩に大きく「申請用図面」と朱書きした普通紙印刷図面を申請書に添付して提出してください。

③申請のときは、申請書に直接図面を書き込まないで、図面は別紙に記入して提出してください。

④**放棄する既得権がある場合**

放棄する既得権がある場合は、水道既得権に関する誓約書を提出してください。（別添様式 P53）

〈図面記入における注意点〉

【位置図】

- ・新規分譲地の場合は、各土地の位置・境界が明確に分かるよう、地図に区画割りを記入してください。また、現場箇所が分かりやすいように、地図上で目印となる建物（場所等）が掲載されている範囲の位置図を記入してください。

【公道部展開図】

- ・本管から官民境界まで、また官民境界からメーター及び第1止水栓までの離隔距離を記入してください。
- ・**本管及び給水管の土被りが分かる場合は、土被りを必ず記入してください。改造の場合でも、出来る限り記入をお願いします。**
- ・**既存の引き込み管の耐用年数が過ぎており、第1止水栓がソフトシール仕切弁でない場合は、できるだけやり替え（更新）をしてください。**

【工事用臨時水栓見取図】

- ・一般申請時のときは、記入不要です。

【平面図】

- ・位置図と整合性を図るため前面道路、隣接地の地番、入口を明確に記入してください。

【展開図】

- ・仮設・撤去による給水管布設の場合は、埋設及び露出の有無を明記してください。また、露出で布設する場合は、理由を必ず明記してください。
- ※平面図と展開図は方角が一緒の向きになるよう記入してください。

〈給水装置工事申請時の必要書類〉

(1) 新設の場合

- ①登記簿謄本もしくは売買契約書の写し
- ②給水工事申込書申請時チェックリスト（別記様式 P54）
- ③各種占用許可書（国道・県道・市道、法定外公共物、河川敷地、下水道敷地など）
- ④道路使用許可書
※占用許可書、道路使用許可書は公道部引込み工事する場合のみ
- ⑤周辺字図（提出できる場合のみ）

(2) 改造の場合

- ①土地の登記簿謄本もしくは売買契約書の写し
- ②給水工事申込書申請時チェックリスト（別記様式 P54）
- ③所有者変更届（該当する場合）
- ④各種占用許可書（国道・県道・市道、法定外公共物、河川敷地、下水道敷地など）
- ⑤道路使用許可書
※占用許可書、道路使用許可書は公道部引込み工事する場合のみ
- ⑥周辺字図（提出できる場合のみ）
- ⑦修繕範囲に関する誓約書（別記様式 P48）
※官民境界 1 m以内に量水器、第 1 止水栓がない場合

(3) 仮設・撤去の場合

- ①給水工事申込書申請時チェックリスト（別記様式 P54）

〈新設工事で工事用臨時水栓を設置しない場合〉（外部のみなど）

新設の給水装置工事で、工事用臨時水栓を設置せずに工事を行う場合でも、穿孔による本管引き込み工事の分として、申請書は必ず提出してください。

〈給水装置工事申込書の購入〉

申請書は、水道課窓口にて 100 円で購入できます。多く購入する場合は、事前にご連絡ください。また PDF のデータは、水道課のホームページに掲載しております。

〈アパート・各種施設の申請について〉

申請時→水理計算書を添付してください。

完成時→出力図とともに、完成図面（A 3）を提出してください。

※給水装置工事の着手は、申込書の審査及び決裁終了後とします。
申請と同時に臨時開栓届を提出することがないようにお願いします。

※ P 15～21 給水装置工事申請～完成までのフロー図を参照してください。

2 穿孔立会い

工事申請承認後に、本管及び給水管引込工事を行う場合は、水道課へ事前に穿孔立会いを依頼するようお願いいたします。立会いに関しては、工事仕様書 P3、4「6. 分水栓取り出し」を必ず確認したうえで、工事を行ってください。（穿孔立会い対応日については、P22 よりご確認ください）

- ・水道課から穿孔機、スリーブ挿入機などを借りる場合は、事前にご連絡ください。
- ・穿孔立会い状況の写真は後日水道課まで提出をお願いします。

3 水圧試験

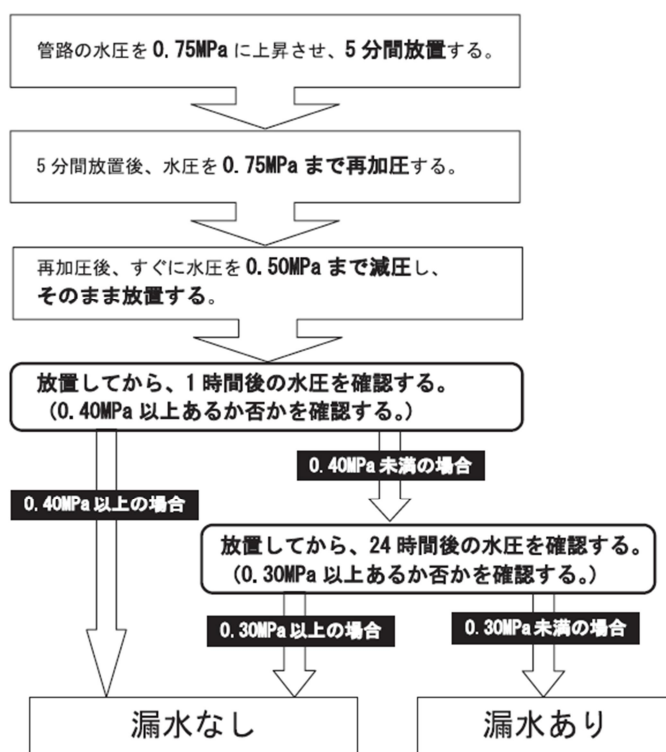
分岐箇所もしくは第1止水栓からメーターまでが20m以上の場合で、使用している給水管がビニル管、鋳鉄管、鋼管の場合は水圧試験(1.0Mpa)を10分間行います。

使用している給水管がポリエチレン管の場合は、下記の「水道配水用ポリエチレン管路の水圧試験要領」に基づいて水圧試験を行います。また、水道以外の既設管を利用していた箇所(井戸水など)から、水道に切り替える場合も、同様に水圧試験を行います。

上記の穿孔立会い・臨時水道完成検査時に、水圧試験が対応できる場合は、同日に行っても問題ございません。（水圧試験対応日については、P22 よりご確認ください）

- ・水圧試験状況の写真を後日提出するようお願いいたします。

【水道配水用ポリエチレン管路の水圧試験要領】



4 完成検査

給水装置工事完成後は、速やかに完成届を水道課に提出してください。

【臨時申請分の場合】

量水器出庫から1週間以内に完成届を提出してください。**臨時申請と一般申請の完成届が同時に提出されることがないようにお願いします。**

【一般申請分の場合】

完成届提出後に、完成検査を行います。完成届提出時は、**完成検査申請前チェックリスト**（別記様式 P55）の項目（加入金・手数料の納付、第1止水栓及び量水器のオフセットの記入等）を事前に確認のうえ、提出をお願いします。（完成検査対応日については、P22よりご確認ください）

検査の方法については、工事仕様書 P9 「13. 完成検査」のとおり行います。
※「工事用臨時閉栓・一般用開栓届」（別記様式 P56）の提出は、完成検査後になります。検査前に臨時開栓届の提出忘れ・遅延がないようお願いします。

5 給水装置工事申請～完成までのフロー図

①新設（外部引込みがない場合・給水管から新たに分岐する場合）

臨時 申請～完成		一般 申請～完成	
順番	項目	順番	項目
1	申請書提出・受付（※1）	1	申請書提出・受付（※1）
2	申請書審査	2	申請書審査
3	申請承認、納付書発行（※2）	3	申請承認・納付書発行（※2）
4	加入金・手数料納付 （量水器出庫までに納付）	4	加入金（臨時申請時に納付済の場合は不要）・手数料納付
5	穿孔立会い（※3）、工事着工	5	工事着工
6	工事完了	6	水圧試験（必要に応じ）
7	工務係へ量水器出庫依頼書提出 （新品メーター）（※3）	7	工事完了
8	工務係で量水器受理 （新品メーター）	8	完成台帳提出
9	水圧試験（必要に応じ）	9	完了検査（※4）
10	完成台帳提出	10	営業係へ臨時用閉栓・一般用開栓届、メーター指数写真提出（※4）
11	完了検査		

※1 臨時申請・一般申請は同時に提出しても問題ありません。

※2 給水加入金は臨時申請時に納付書発行しますが、一般申請時に発行することも可能です。

※3 穿孔立会いと同日に臨時水道を設置する場合は、メーター出庫も同日に行います。また、原則として、メーター出庫日＝開栓日として取り扱います。

※4 臨時用閉栓・一般用開栓届は、必ず完了検査後に提出してください。

②新設（外部引き込みがある場合）

臨時 申請～完成		一般 申請～完成	
順番	項目	順番	項目
1	申請書提出・受付（※1）	1	申請書提出・受付（※1）
2	申請書審査	2	申請書審査
3	申請承認、納付書発行（※2）	3	申請承認・納付書発行（※2）
4	加入金・手数料納付 （量水器出庫までに納付）	4	加入金（臨時申請時に納付済の場合は不要）・手数料納付
5	工事着工	5	工事着工
6	工事完了	6	水圧試験（必要に応じ）
7	工務係へ量水器出庫依頼書提出 （新品メーター）（※3）	7	工事完了
8	工務係で量水器受理 （新品メーター）	8	完成台帳提出
9	水圧試験（必要に応じ）	9	完了検査（※4）
10	完成台帳提出	10	営業係へ臨時用閉栓・一般用開栓届、メーター指数写真提出（※4）
11	完了検査		

※1 臨時申請・一般申請は同時に提出しても問題ありません。

※2 給水加入金は臨時申請時に納付書発行しますが、一般申請時に発行することも可能です。

※3 原則として、メーター出庫日＝開栓日として取り扱います。

※4 臨時用閉栓・一般用開栓届は、必ず完了検査後に提出してください。

③新設（外部引き込みのみ）※分譲地など

臨時 申請~完成	
順番	項目
1	申請書提出・受付
2	申請書審査
3	申請承認、納付書発行
4	手数料納付
5	穿孔立会い、工事着工
6	工事完了
7	水圧試験（必要に応じ）
8	完成台帳提出
9	完了検査

※外部引き込みのみの場合は、盗水防止の対策を必ずしてください。

④改造（既設メーターがある場合）

臨時 申請～完成		一般 申請～完成	
順番	項目	順番	項目
1	申請書提出・受付（※1）	1	申請書提出・受付（※1）
2	申請書審査	2	申請書審査
3	申請承認、納付書発行	3	申請承認・納付書発行
4	手数料納付	4	手数料納付
5	営業係へ臨時用開栓届・指数確認メーター写真提出（※2）	5	工事着工
6	工事着工	6	水圧試験（必要に応じ）
7	工事完了	7	工事完了
8	水圧試験（必要に応じ）	8	完成台帳提出
9	完成台帳提出	9	完了検査
10	完了検査	10	営業係へ臨時用閉栓・一般用開栓届、指数確認メーター写真提出（※3）

- ※1 臨時申請・一般申請は同時に提出しても問題ありません。
- ※2 臨時用開栓届は、必ず工事着手前に提出してください。
- ※3 臨時用閉栓・一般用開栓届は、必ず完了検査後に提出してください。
- ※4 所有者が変更となる場合は、給水装置所有者変更届（P60）の提出が必要です。
- ※5 既設メーターがある場合、申請書にメーター番号を記載してください。

⑤改造（既設メーターがない場合）

臨時 申請～完成		一般 申請～完成	
順番	項目	順番	項目
1	申請書提出・受付（※1）	1	申請書提出・受付（※1）
2	申請書審査	2	申請書審査
3	申請承認、納付書発行	3	申請承認・納付書発行
4	手数料納付	4	手数料納付
5	工事着工	5	工事着工
6	工事完了	6	水圧試験（必要に応じ）
7	工務係へ量水器出庫依頼書提出 （新品メーター）（※2）	7	工事完了
8	工務係で量水器受領 （新品メーター）	8	完成台帳提出
9	水圧試験（必要に応じ）	9	完了検査
10	完成台帳提出	10	営業係へ臨時用閉栓・一般用開栓 届、指数確認メーター写真提出 （※3）
11	完了検査		

※1 臨時申請・一般申請は同時に提出しても問題ありません。

※2 原則として、メーター出庫日＝開栓日として取り扱います。

※3 臨時用閉栓・一般用開栓届は、必ず完了検査後に提出してください。

⑥改造（臨時なし・既設メーターあり）
【住宅のリフォーム・増改築の場合】

一般 申請～完成	
順番	項目
1	施主等への開栓届等説明 （※1～3）
2	申請書提出・受付
3	申請書審査
4	申請承認、納付書発行
5	手数料納付
6	工事着工
7	水圧試験（必要に応じ）
8	工事完了
9	完成台帳提出
10	完了検査

- ※1 改造・一般申請が必要です。
- ※2 使用休止中の場合、施主から営業係へ開栓の連絡が必要になります。
- ※3 申請時点で施主と同一人が水道使用中の場合、営業係への開栓の連絡は不要です。

⑦改造（臨時なし・既設メーターなし）
【住宅のリフォーム・増改築の場合】

一般 申請～完成	
順番	項目
1	申請書提出・受付
2	申請書審査
3	申請承認、納付書発行
4	手数料納付
5	工事着工
6	水圧試験（必要に応じ）
7	工事完了
8	工務係へ量水器出庫依頼書提出 （新品メーター）（※1）
9	工務係で量水器受領 （新品メーター）（※1）
10	完成台帳提出
11	完了検査

- ※1 工事完了後の新品メーター（一般用）の出庫後は、速やかに完成台帳を提出いただき、完了検査を行います。

⑧仮設水道設置及び撤去の場合

仮設・撤去 申請~完成	
順番	項目
1	申請書提出・受付
2	申請書審査
3	申請承認、納付書発行
4	手数料納付
5	工事着工
6	工事完了
7	営業係へ量水器出庫依頼書提出 (中古メーター) (※1)
9	完成台帳提出
10	完了検査
11	営業係へ量水器撤去報告書提出
12	営業係へ量水器引き渡し

※1 工事完了後の中古メーター（臨時用）の出庫後は、速やかに完成台帳を提出いただき、完了検査を行います。

⑨給水装置撤去の場合

【本管給水取出しキャップ止め】

撤去 申請~完成	
順番	項目
1	申請書提出・受付
2	申請書審査
3	申請承認
4	給水装置撤去
5	撤去完了
10	完成台帳及び状況写真提出
11	営業係へ量水器撤去報告書提出 (※1)
12	営業係へ量水器引き渡し (※1)

※1 メーター有の場合は、メーター撤去後、営業係へ量水器撤去報告書と量水器の引き渡しが必要です。

6 給水装置工事の事務対応及び立会い等について

(1) 給水装置工事における業務対応日について

給水工事申請に関して、突発的な給水工事申請、審査及び検査の停滞などに適正な対応をとるため、対応日は以下のとおりです（令和3年4月1日から）

重要

内 容	対 応 日
給水装置工事申請書提出	月曜及び火曜日の午前中
穿孔立会い 水圧試験 完成検査	木曜及び金曜日

※穿孔立会いについて、基本的には上記の曜日になりますが、緊急工事の対応や工事個所の事情により困難な場合は事前にご相談ください。

※ゴールデンウィーク、盆、年末年始は原則対応不可となります。

(2) 給水装置工事申請時及び完成台帳提出時の受付簿記入について

令和5年度より、申請書提出時及び完成台帳提出時に受付簿への記入が必要となりました。申請時に提出書類を水道課工務係が確認し、申請書が受理されたら、受付簿に必要事項を記入してください。また、完成台帳を提出した際には、受付簿に完成台帳提出日をご記入ください。

(3) 申請後の審査期間について

申請から承認までの審査期間は、受付後10日間ぐらいになります。また、申請時に申請書及び提出書類の不備があった場合は、申請書を返却し修正及び書類の提出を指示します。その際、返却後から再提出までの期間中は、審査期間に含みません。

アパート、福祉施設など水理計算書が必要で、審査に時間を要するものは、申請時に事前協議を行います。

(4) 指示事項について

承認後に申請書を返却しますが、その際指示事項が記載されている場合があります。記載された指示事項については、履行をしていただきますようお願いします。

(5) 事前連絡について

給水装置工事申請に関して、相談が必要な場合(特殊な事例・判断が難しい案件、アパートなど複数の量水器出庫が必要な場合など)については、事前に水道課工務係までご連絡をお願いします。

(6) 申請日期限について

給水装置の申請日の期限について、以下のとおり設定いたします。

年度内最終締切り	年度内最終週の前週まで
年末年始、長期連休	当該連休週の前週まで

※申請の際は、申請～承認～着工までの期間に余裕を持ってご提出ください。

7 給水装置工事に係る給水加入金について

給水装置工事に係る給水加入金は、以下のとおり口径別の定額制となります。

日南市水道事業給水条例（令和3年9月28日施行）

（加入金）

第30条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増すものに限る。以下この条において同じ。）をしようとする者から次の表に定めるところにより給水加入金（以下「加入金」という。）を徴収する。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額の差額とする。

メーターの口径	加入金の額	備考
13 ミリメートル	30,000 円	徴収する場合の加入金は、当該加入金の額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
20 ミリメートル	90,000 円	
25 ミリメートル	140,000 円	
30 ミリメートル	190,000 円	
40 ミリメートル	360,000 円	
50 ミリメートル	540,000 円	
75 ミリメートル	1,260,000 円	
100 ミリメートル	2,000,000 円	
150 ミリメートル	4,000,000 円	

2 前項の加入金は、工事申込みの際納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 3 共同住宅の設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）の申込者は、第1項の加入金の額に当該住宅の戸数を乗じて得た額を加入金として納入しなければならない。
- 4 前2項に定めるもののほか、受水槽及びこれに直結する給水用具から新たに給水を受けようとする者は、前項の規定を準用して得た額を加入金として納入しなければならない。
- 5 既納の加入金は、特別の事由がない限り、これを還付しない。

※口径変更に伴う差額分について、変更後の加入金額より既納加入金額が上回る場合、追徴は発生しないが、精算後（変更後）は口径変更後の加入金額を既納加入金額とする。口径変更後の加入金額が既納加入金額を上回る場合、差額分が追徴となり、既納加入金額は、口径変更後の加入金額とする。

また、口径変更については加入金に関わってくるため、申請前に相談し、申請時点変では変更後の口径で申請することとする。

【事例1】

(40ミリメートルのメーターが3個設置されている所で、25ミリメートルのメーター6個に口径を変更したい場合)

40ミリメートルの加入金額 360,000円×3個 計1,080,000円(既納加入金額)

25ミリメートルの加入金額 140,000円×6個 計 840,000円

差額分は返金しないが、追徴も発生しない。(40ミリメートルのメーター3個の加入金額内で口径の変更は可能。)しかし、一度口径変更した時点で精算扱いとなるので、今後の既納加入金額は840,000円として考えることになる。

【事例2】

(親子メーターで子メーターを新たに取付ける場合)

50ミリメートルのメーターが設置されているところに、13ミリメートルのメーターを子メーターとして新たに取付けたい。その子メーターの使用者は50ミリメートルのメーター使用者と異なる場合。

新たに取付ける13ミリメートルについては、加入金33,000円+設計・検査手数料(1,500円+3,500円)を徴収する。

【事例3】

(40ミリメートルのメーターが1個設置されているところで、土地を2つに分筆してそれぞれの土地に13ミリメートルのメーターを設置する場合)

既得権については、土地に付随するものとの考え方により、1筆のみに既得権が移行する。その為、分筆した土地については、新たに加入金が発生する。

40 ミリメートルの加入金額 360,000 円 (既納加入金額)

13 ミリメートルの加入金額 33,000 円×2 個 計 66,000 円

13 ミリメートルの加入金 1 個分については、40 ミリメートルの加入金で相殺されるが、もう 1 個分については、33,000 円を徴収する。

8 給水装置工事に係る手数料について

給水装置工事の各種手数料は、以下のとおり口径別の定額制となります。

日南市水道事業給水条例 (令和 3 年 9 月 28 日施行)

(手数料)

第 31 条 第 6 条第 2 項の設計審査又は完成検査を受けようとする者は、それぞれ、次の区分に定めるところにより、設計審査手数料又は完成検査手数料を納入しなければならない。ただし、修繕、撤去又は軽易な改造のときは、この限りでない。

区 分		金 額	徴収の時期	
設計審査手数料	当該工事に係る引込み給水管の口径	1 箇所につき	申請の時	
	20 ミリメートル以下	1,500 円		
	25 ミリメートル以上	2,500 円		
	40 ミリメートル以下	3,500 円		
50 ミリメートル以上	3,500 円			
完成検査手数料	当該工事に係る引込み給水管の口径	1 箇所につき		
	20 ミリメートル以下	3,500 円		
	25 ミリメートル以上	5,500 円		
	40 ミリメートル以下	7,500 円		
50 ミリメートル以上	7,500 円			
備考				
1 この表において「引込み給水管」とは、配水管又は給水管から止水栓までの部分をいう。				
2 引込み給水管のみの工事の時は、当該引込み給水管の口径に応じた設計審査手数料又は完成検査手数料を納入しなければならない。				
3 引込み給水管以外の部分のみの工事(備考 4 の工事を除く。)のときは、当該工事に係る給水管を引込み給水管とみなす。				
4 各戸又は各箇所にメーターを設置する集合住宅等の工事のときは、各戸又は各箇所の給水管又は引込み管を引込み給水管とみなす。				

2 設計の変更があったときの設計審査手数料の額は、変更前の口径と変更後の口径とのいずれか大きいものに係る額とする。

- 3 前項の場合において、変更前の手数料の額を既に納入しているときであって変更後の手数料の額を納入すべきこととなるときは、その差額を納入しなければならない。

【事例1】配水管からの分岐を新設する場合

分岐を新設する場合は、使用する最大口径で手数料を計算することとなる。

- ・配水管Φ100mmからΦ50mmで分岐し、途中からΦ30mmに口径を落とした場合
主管50ミリメートル以上

設計審査手数料 3,500円 + 完成検査手数料 7,500円 計 11,000円

- ・分岐口径30mmを2つ新設し、統合後、口径40mmの外部引込を設置した場合
主管25ミリメートル以上40ミリメートル以下

※最大口径のΦ40mmを主管とする。

設計審査手数料 2,500円 + 完成検査手数料 5,500円 計 8,000円

配水管からの分岐を新設し、一般的な住宅を新築する場合

- ・主管20ミリメートル以下

設計審査手数料 1,500円 + 完成検査手数料 3,500円 計 5,000円

【事例2】1枚の申請書で複数の外部を新設する場合（分譲地の外部引き込みなど）

- ・分岐口径25mmを1つ新設し、3つの外部引き込みを設置
主管25ミリメートル以上40ミリメートル以下

設計審査手数料 2,500円 + 完成検査手数料 5,500円 計 8,000円

- ・分岐口径20mmを3つ新設し、3つの外部引き込みを設置
主管20ミリメートル以下

設計審査手数料 1,500円 × 3 + 完成検査手数料 3,500円 × 3 計 15,000円

※サドルなどの分岐の数に設計審査手数料及び完成検査手数料をそれぞれ乗じて算出する。

【事例3】分岐口径Φ30mmを新設し、6戸のアパートを新築する場合

- ・外部取り出し(臨時申請)の場合 主管25ミリメートル以上40ミリメートル以下
設計審査手数料 2,500円 + 完成検査手数料 5,500円 計 8,000円

- ・20ミリメートル以下 × 戸数(6戸) + 共用栓

設計審査手数料 1,500円 × 7(6戸 + 共用栓) 計 10,500円

完成検査手数料 3,500円 × 7(6戸 + 共用栓) 計 24,500円

【事例4】仮設現場事務所等への臨時給水（25ミリ）であって、使用後撤去する場合

・主管25ミリメートル以上40ミリメートル以下

完成検査手数料のみ 5,500円

【事例5】仮設現場事務所等への臨時給水（既設取出しは50ミリメートルだが、13ミリメートルのメーターを取り付け、臨時水栓を設置）であって、使用後撤去する場合

・主管20ミリメートル以下

完成検査手数料のみ 3,500円

※臨時水栓のメーターのサイズで完成検査手数料を判断する。

【事例6】仮設現場事務所等への臨時給水であって、既設メーターが現存している場合

・既設メーターが40ミリメートルで、メーター以降で13ミリメートルに口径変更し、工所用臨時水栓を設置する場合は、40ミリメートルのメーターを使用することになるので、25ミリメートル以上40ミリメートル以下で完成検査手数料のみの 5,500円となる。

【事例7】仮設現場事務所等への臨時給水（40ミリメートル）であって、新たにサドル分水栓より取出し、使用後撤去する場合。

・25ミリメートル以上40ミリメートル以下

加入金は発生しない。

設計審査手数料2,500円＋完成検査手数料5,500円 計8,000円

※ただし、撤去時はサドル分水栓にてキャップ止めとする。

9 水道メーターの出庫・撤去

給水装置工事において、新たにメーターを取り付ける場合、また取り付けてあるメーターを撤去する場合は、以下のとおり届出を行ってください。

※所有者が不明の場合は、依頼者(施主等)を各様式の所有者欄に記入してください。

《営業係よりお願い》

「量水器撤去報告書」提出及び撤去メーター返却について

お客様依頼等により撤去した水道メーターは、「量水器撤去報告書」を作成し、速やかに水道課営業係まで報告書提出と同時に返却してください。

1 給水装置工事が伴う出庫(量水器出庫依頼書兼開栓届出書別記様式 P46 記入例 P47)

(1) 工事中用臨時メーターの場合

給水装置工事申請の承認及び加入金納付後に、新品メーターの出庫を対応します。

①既得権あり→新品メーター

- ・工務係よりメーターを出庫します
- ・給水装置工事完了後は、〈臨時用閉栓〉〈一般用開栓〉届を営業係へ提出してください。

(P29、30 臨時開閉栓・一般開栓の手続きを参照)

②既得権なし(給水加入金納付済)→新品メーター

- ・工務係よりメーターを出庫します
- ・給水加入金を納入している場合は、納付書のコピーを添付してください。
- ・給水装置工事完了後は、〈臨時用閉栓〉〈一般用開栓〉届を営業係へ提出してください。

(P29、30 臨時開閉栓・一般開栓の手続きを参照)

③既得権なし(給水加入金未納)又は仮設工事(使用後は撤去)で使用→中古メーター

- ・営業係より中古メーターを出庫します。
- ・**内メーター(子メーター)出庫の際は親メーターの番号を記載してください。**
- ・給水装置工事完了後は、「水道メーターの撤去」の手順どおり撤去してください。

2 給水装置工事が伴わない出庫

営業係へ出庫依頼書を提出してください。

- 3 水道メーターの撤去（量水器撤去報告書 別記様式 P61 記入例 P62）
中古メーターの使用後にメーターを撤去してください。

①仮設メーター撤去の場合

・営業係に撤去報告書と併せてメーターを持参してください。

10 臨時開閉栓・一般開栓の手続き

給水装置工事で、新たに水道メーターを設置して使用する場合、もしくは申請場所に設置してある既設水道メーターを使用する場合は、必ず以下のとおり届出を行ってください。

※令和5年度より、給水装置工事に係る閉開栓の各種様式が1枚でできるように変更になっています。

1 臨時用メーターとして使用する場合

給水装置工事に伴い、新たに水道メーターを設置して臨時用で使いたい場合は「量水器出庫依頼兼開栓届出書（別記様式 P47 記入例 P48）」を工務係へ提出してください。

※水道メーターを新たに出庫する場合、原則、出庫日と開栓日は同日として扱いますのでご注意ください。

休止中のメーターを臨時用で使いたい場合は、「給水装置工事に係る臨時開栓届出書（別記様式 P56 記入例 P57）」を営業係へ提出してください。

※なお、一般用として開栓中の場合は、水道使用者の開栓手続きがなければ、臨時開栓に切り替えできません。

※休止中のメーターを使用する場合は、メーター指数が確認できる写真を添付してください。

2 臨時用メーターを一般用に切り替える場合

給水装置工事完了に伴い、臨時用で使用していたメーターを一般用に切り替える場合は、「給水装置工事に係る〈臨時用閉栓〉〈一般用開栓〉届出書（別記様式 P56 記入例 P57）」を営業係へ提出してください。

※メーター指数が確認できる写真を添付してください。

3 臨時用メーターの使用をやめる場合

臨時用で使用していたメーターの使用を止める場合は、「給水装置工事に係る臨時閉栓届出書（別記様式 P56 記入例 P57）」を営業係へ提出してください。

※メーター指数が確認できる写真を添付してください。

※注意事項

(1) 届出書の提出遅延が見受けられます。

お客様とのトラブルの原因となりますので、事実発生前までに提出をお願いします。

(2) 届出書添付の「写真の指針」で料金計算を行います。

「通常検針」時の指針との整合性がとれず、トラブルとなるケースが発生しています。写真管理には十分注意してください。

例) 通常検針・・・検針日：2月10日 指針：500m³

届出添付写真・・・切替日：2月12日 指針：495m³

※切替日より通常検針日が早いですが、切替日指針より通常検針日指針が多い。

1 1 給水装置所有者変更届について

1 給水装置所有者変更届書（別記様式 P60 記入例 P61）

必要事項をすべて直筆で記入してください。ただし、旧所有者が死亡している場合で、記名が出来ない場合は、届出書右欄の誓約書を記入してください。

※令和4年度より変更届の押印義務が廃止となりましたので、所有者などの押印は不要です。しかし、署名が直筆ではない場合は必ず押印をお願いします。

2 給水台帳の事前確認

一人で水道の権利を複数持っている場合があり、どの分の権利を変更するのか分からないケースがあるので、給水台帳を事前に確認し申請してください。

※旧台帳の添付は不要です。

3 位置図（添付書類）

給水装置の設置箇所が確認できる位置図を添付してください。例えば、ゼンリンなどのコピーに分かりやすく目印をつけてください。

4 登記簿謄本等の写し（添付書類）

旧所有者及び新所有者が確認できる書類として、土地登記簿謄本等（全部事項証明）の写し、またはそれに変わるもの（例：売買契約書等）を添付してください。

※不明な点は担当者にお問い合わせください。

1 2 道路占用許可申請の手続きについて

国、県、市が管理する道路に給水管布設工事を行う場合において、占用許可申請手続き等はそれぞれ異なりますのでご注意ください（別記様式 P62）

なお、事務の流れは、いずれの場合においても以下のとおりです。

（道路使用許可は、別途日南警察署申請）

1. 占用許可申請 ⇒ 2. 工事着手届 ⇒ 3. 工事完成届

① 市道、里道 管理者；日南市 取扱；日南市 建設課

1～3はすべて建設課に提出して下さい。

② 県道、国道222、448号 管理者；宮崎県 取扱；日南土木事務所

1～3は個人や事業者が直接県に提出した場合、占用料が発生することがあります。そこで、給水管類等の占用物を公設物取扱とするために、申請者および届出者を市管理者に変更して提出する必要があります。

まず、1～3の関係様式の申請者および届出者を空欄にし、別添鑑を作成して水道課に提出して下さい。水道課での事務処理後は電話連絡しますので、各事業者より日南土木事務所に提出して下さい。

③ 国道220号 管理者；国（国土交通省） 取扱；日南国道維持出張所

1～3の必要様式の提出方法は電子システムとなっており、水道課担当が処理します。

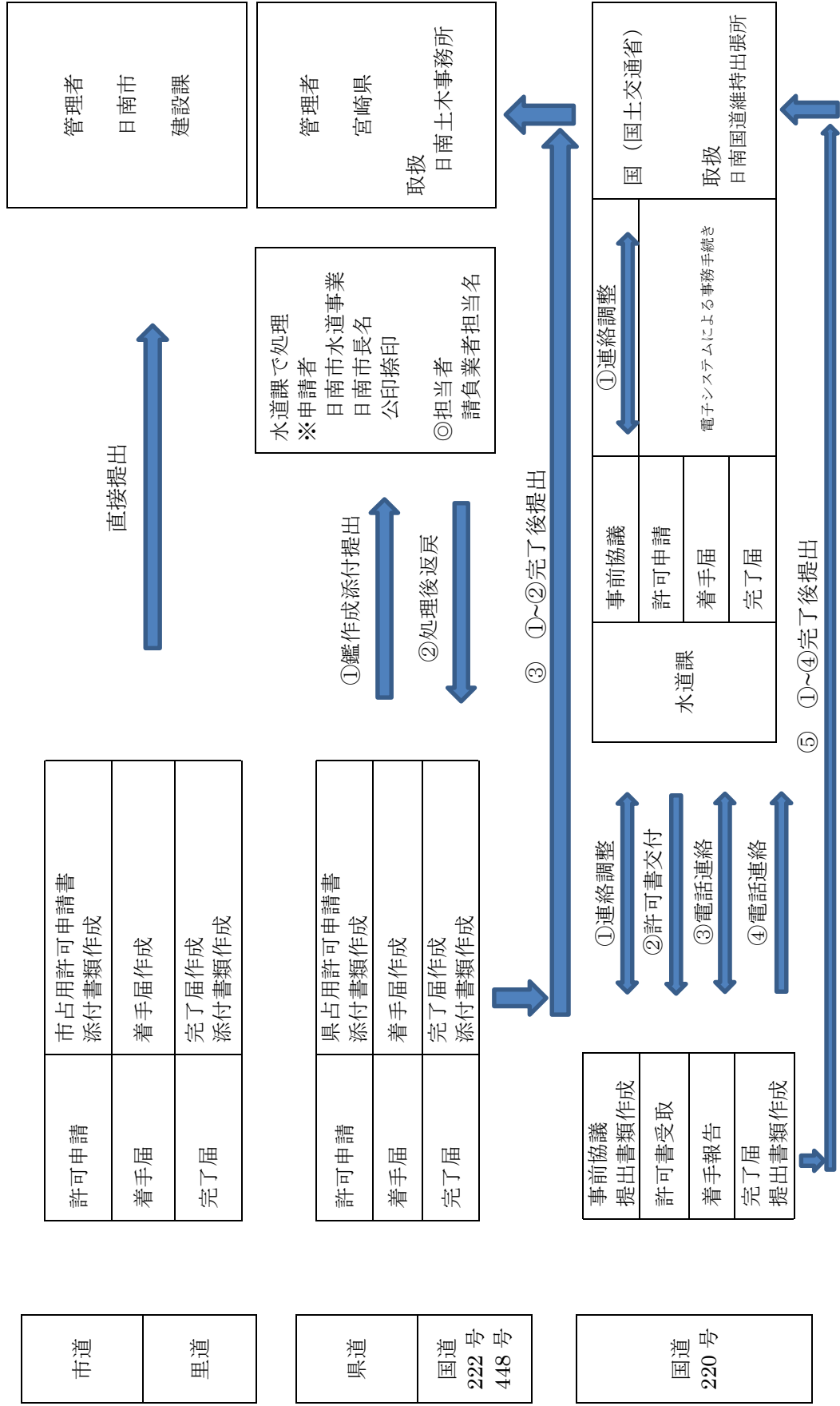
しかし、許可申請前に日南国道維持出張所担当との事前協議が必要なため、各事業者が位置図や平面図、断面図、写真等を作成して水道課に提出する必要があります。

また、占用許可後は、水道課で交付した許可証を現場付近に掲示する必要があります。工事着手時には、水道課に必ず電話等で連絡下さい。工事完了後は、許可申請同様に位置図、平面図、断面図、写真等を作成して、まず水道課担当の確認を受けてから、日南国道維持出張所に提出して下さい。

※各申請に対しては、占用許可申請後に「工事着手届」及び「工事完了届」がありますので、速やかに各申請書及び完了写真等添付書類の提出をお願いします。

また、申請に対して管理者から修正や指摘事項があり、当初申請と変更が生じた場合、変更分の書類を水道課にも提出して下さい。

1 2 道路占有許可申請の手続きについて 各申請フロー図



3 給水装置工事指定 事業者について

1 指定給水装置工事事業者の各種届出について

1 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出

事業所の名称、所在地、代表者の変更等があった場合は、変更のあった日から30日以内に、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(別紙様式 P64) に必要書類を添えて提出してください。

※添付書類

届出の種類		現在事項全部 証明書	定款の写 し	住民票	誓約書	備考	
指定事項 の変更	氏名または 名称	法人	●	●		証明書に ついて は、3ヵ月 以内のも の。 (原本)	
		個人			●		
	住 所	法人	●	●			
		個人			●		
	代 表 者	法人	●	●			●
		個人			●		●
役 員	法人	●	●		●		

【関係法令】

水道法第 25 条の 7、水道法施工規則第 34 条、日南市水道事業指定給水装置工事事業者規程第 8 条

2 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出

事業の廃止、休止をする場合は、30日以内に、再開の場合は10日以内に、「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開 届出書」(別紙様式 P65) を提出して下さい。

【関係法令】

水道法第 25 条の 7、水道法施工規則第 35 条、日南市水道事業指定給水装置工事事業者規程第 7 条

3 給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出

主任技術者を選任又は解任したときは、「給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書」(別紙様式 P66) により遅滞なくその旨を提出して下さい。

※添付書類

給水装置工事主任技術者 選 任・解任 届出	給水装置工事主任技術者免状 の写し	給水装置工事主任技術者証の 写し
	選任 ●	選任 ●
	解任 (届出書のみ)	解任 (届出書のみ)

【関係法令】

水道法第 25 条の 4、水道法施工規則第 22 条、日南市水道事業指定給水装置工事事業者規程第 13 条

2 指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分について

給水装置工事申請において、未申請による工事着工など指定事業者による違反行為が確認された場合は、以下のとおり処分する。

処分決定までの流れ

- ① 違反行為が確認された場合、**速やかに水道課へ顛末書を提出。(様式は任意)**
- ② 顛末書提出後に、処分内容を判断。軽微な場合は、当該業者に文書警告。
- ③ 行政処分が必要と判断した場合、審査委員会を開催。処分内容を決定後、当該業者に処分通知。(水道課の判断で、事業者に弁明書の提出、または聴聞を行う場合もある。)

処分基準

1. 日南市水道事業指定給水装置工事事業者規程第9条の各号いずれかに該当する場合により、指定の取消し（以下「取消し」という。）及び指定の停止（以下「停止処分」という。）を行うものとする。
2. 停止処分を行うに至らない特段の事由があると認めるときは、当該指定事業者に対して不良行為警告書により文書警告とする。
3. 規定第9条各号のいずれかに該当する場合において、指定の停止の期間を含め、当該処分対象日から過去三年間における指定停止期間が12月を超えるときは、指定の取消しを行う。
4. 停止処分の対象となった案件について、それぞれの違反内容及び事情に応じて、初回は文書警告とする。ただし、警告を受けてから2年以内に停止処分に該当する行為があった場合は、違反内容及び事情に応じて停止処分とする。また、警告及び停止から2年経過後に停止処分に該当する行為があった場合は、文書警告とする。
5. 停止処分の対象となった案件が、停止処分の基準の二項目以上に該当する場合の期間については、当該処分要件ごとに規定する最も長い期間をもって指定停止の期間とする。

別表（処分基準）

事業者規程	違反項目	違反内容	処分内容
第9条第1号	不正申請	1.不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消し
第9条第2号	指定要件違反	1.事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し
		2.国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し
		3.成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者の宣告を受けたとき。	指定取消し
		4.水道法に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		5.指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		6.業務に関し、次の①から⑧に掲げる不正又は不誠実な行為をしたとき。	
		①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
		②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。	指定停止6月以下
第9条第2号	指定要件違反	③施工上の安全を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止3月以下
		④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6月以下
		⑤研修機会の確保をしなかったとき。	文書注意
		⑥文書注意に従わないとき。	文書警告
		⑦文書警告に従わないとき。	指定停止3月以下
		⑧その他の違反行為 (主として、管理者の承認を受けずに工事を施工したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)	指定停止6月以下

事業者規程	違反項目	違反内容	処分内容
第9条第3号	届出義務違反	1.事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
		2.休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
第9条第4号	給水装置工事主任技術者選任等義務違反	1.給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し
		2.給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止3月以下
第9条第5号	事業の運営基準違反	1.給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	工事受付を受理しない
		2.配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付け口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させなかったとき、又はその者に該当工事に従事する他の者を実際に監督させないとき。	指定停止1月以下
		3.管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定停止6月以下
		4.水道法施工令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第6条：給水装置の構造及び材質の基準)	指定停止6月以下
		5.給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止3月以下
		6.指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月以下
第9条第6号	工事施工に関する義務違反	1.給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止3月以下
第9条第7号		2.給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以下
第9条第8号		3.施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与えたとき、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止6月以下

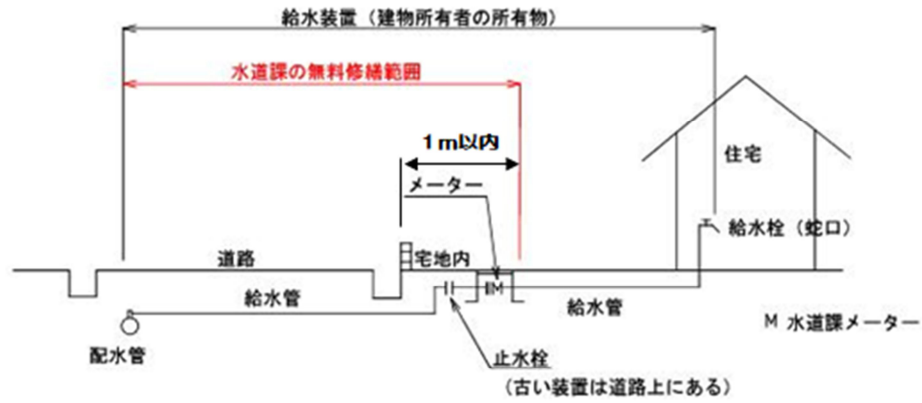
4. 給水装置の 漏水について

1. 漏水修繕範囲について

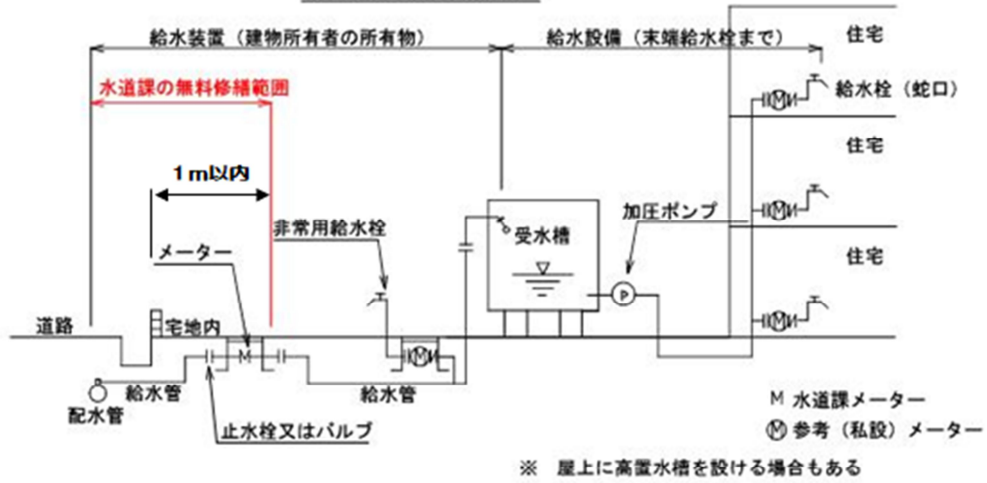
漏水及び機能不良の修理範囲については、次のとおりとする。

- (1) 戸建住宅等における配水管分岐部から第1止水栓まで。但し、無い場合は水道メータ2次側(宅地内側)第1継手まで。
なお、当該範囲内であっても、水道メータ及び第1止水栓が官民境界から1メートル以上離れて設置されている箇所の修繕は、利用者個人の負担とする。ただし、官民境界から1メートル以内へのメータ移設若しくは第1止水栓設置を条件に1給水装置につき1回限り、修繕およびメータ移設若しくは第1止水栓の設置を行うものとする。
- (2) 集合住宅(事業所)等における配水管分岐部から親メータ2次側第1継手まで。
ただし、当該範囲内であっても、親メータが官民境界から1メートル以上離れて設置されている箇所の修繕は、利用者個人の負担とする。
- (3) 集合住宅(事業所)等で親メータを設置していない場合は、第1止水栓まで。
ただし、第1止水栓が設置されていない場合は、官民境界1メートルとする。
- (4) 前各号の範囲であっても、修理跡のレンガ、タイル、石張りなどは対象外とする。
- (5) 修理のため支障となる植木や構造物等の移設や撤去などは対象外とする。
- (6) 利用者若しくは管理者が指定給水装置工事店に直接修理の依頼をした場合は対象外とする。
- (7) 国、県若しくは市が設置し、若しくは管理する施設またはそれらに相当する施設の敷地内は対象外とする。
- (8) その他管理者がやむを得ないと認めた場合は、応急措置を講じることができる。

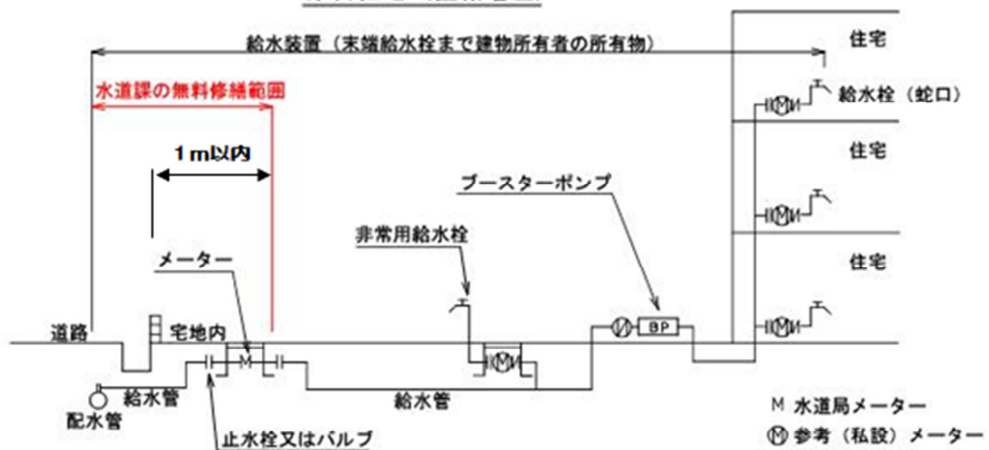
戸建住宅（直結直圧）



集合住宅（受水槽）



集合住宅（直結増圧）



2. 給水装置漏水事故に係る水道料金の減額申請について

1 減額対象の漏水について

- (1) 床下、壁の間等で、客観的に発見が困難であると判断される漏水。
- (2) 障害物などの特殊な事情で、特に発見が困難と水道課が認めたもの。

【減額対象外】

- ・ 給湯器、太陽熱温水器などの給湯設備（器具・配管）からの漏水
※ 但し、配管（露出部分は除く）からの漏水はこの限りではない。
- ・ 蛇口、水洗便器のボールタップ・給水栓等の水栓器具からの漏水

※注意事項

◆寒波に起因する露出管凍結による漏水減額の取り扱い

保温材処置が行われている露出管については、原則、漏水減額対象となります。

つまり、上記措置がされていない露出管は対象外です。

お客様から凍結による減額について質問があった場合は、水道課へ連絡されるようお願いください。

2 減額の対象期間について

原則として水量の多い2か月以内分を減額

※過去1年間までが減額対象

3 減額方法について

(1) 水道料金

減額後の水量（認定使用水量）・・・ $\frac{\text{使用水量} - (\text{使用水量} - \text{推定水量})}{2}$

※ 推定水量とは、「前後3ヶ月の平均」または「前年同月（期）の使用水量」

※ 認定使用水量は、推定使用水量の2.5倍を限度とする

◎ 以上より、通常料金までの減額とはならず、通常、漏水時の水量と、通常の使用水量の中間の水量に相当する料金までの減額となります。

(2) 下水道使用料

「推定水量を減額後の水量（認定水量）」とする。

4 減額申請の手続き

漏水箇所の修理後、「漏水事故報告書兼減額申請書（別記様式 P67 記入例 P68）」に所定の事項を記入押印のうえ、必要書類を添えて水道課営業係に提出する。

※申請者は、申請者(使用者)名の電話番号を必ず記入すること。

【必要書類】

(1) 写真

- ① 修理着手前（漏水状況）
- ② 修理後（埋め戻し前の修理状況） ※接合状態が確認できるもの
- ③ 完了（原形復旧、コンクリートの埋め戻しなど）

(注意)

※ 漏水箇所の特特定が困難な場合で、布設替えなどを行ったときは、布設替え前・後の写真の添付をお願いします。

※ 修理着手前と修理後の写真は同じアングルで撮影してください。

※ メーター写真を忘れずに添付してください。

(2) 地図

現地の方がわかるよう、ゼンリン等の地図の添付をお願いします。

5 その他

修理の依頼を受けられましたら、依頼者の負担軽減のためにも、速やかな修理へのご協力をお願いします。

5. 各種様式

(一部記入例)

高層建築の給水方式に関する誓約書

日南市水道事業管理者 殿

令和 年 月 日

申込者（所有者）

住所

氏名

私は、3階建て以上の高層建築は水圧不足や断水等の観点から受水槽給水方式での施工が原則ということを理解し、施工後の水圧不足や断水等のリスクがあることも承知のうえで、直結給水方式で施工いたします。

給水装置設置住所：日南市

貯水槽水道設置届

年 月 日

日南市水道事業

日南市長 様

住 所
設置者 氏 名 印
連 絡 先

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

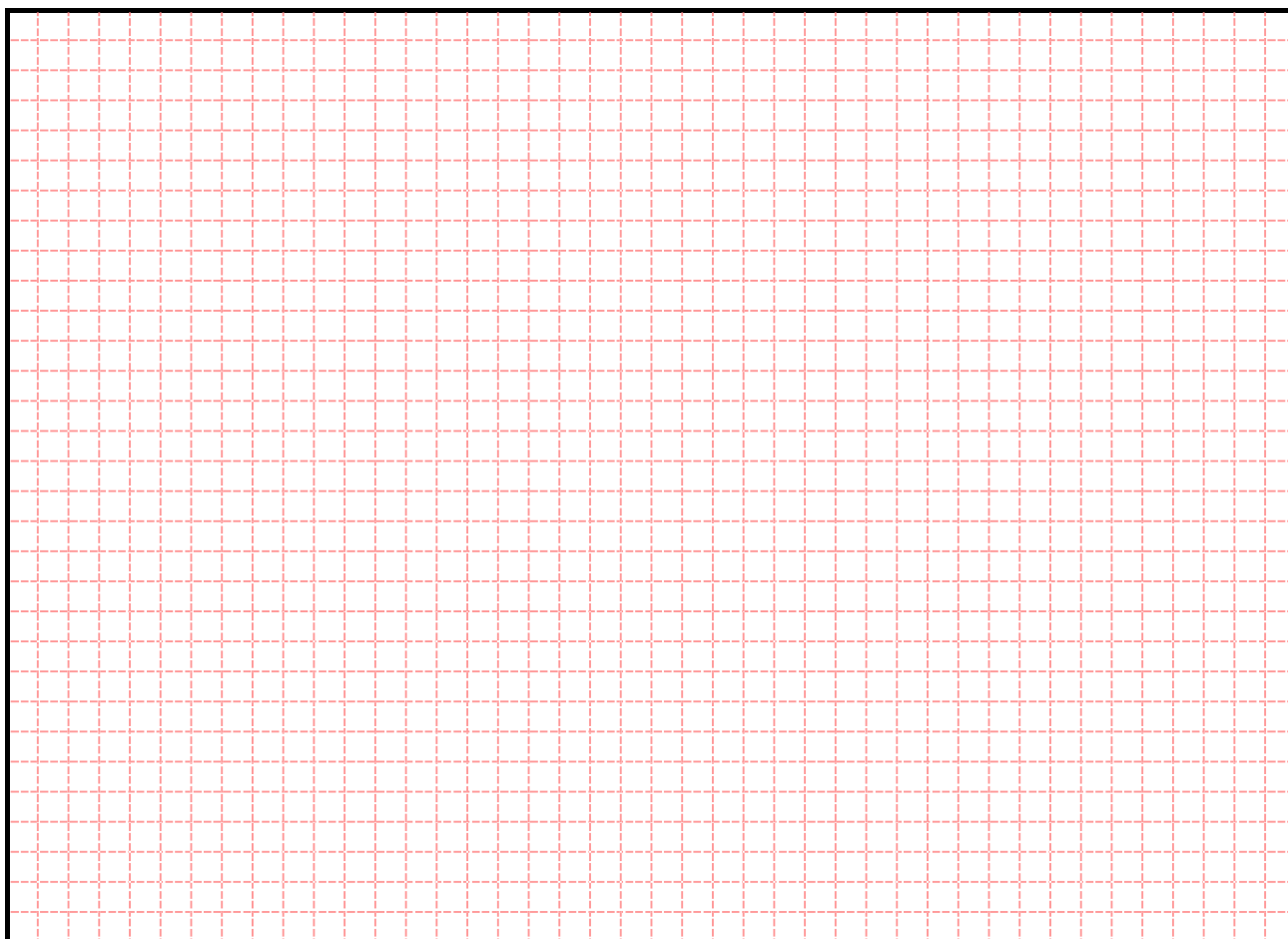
貯水槽水道（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）を設置しましたので、日南市貯水槽水道取扱要領第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

記

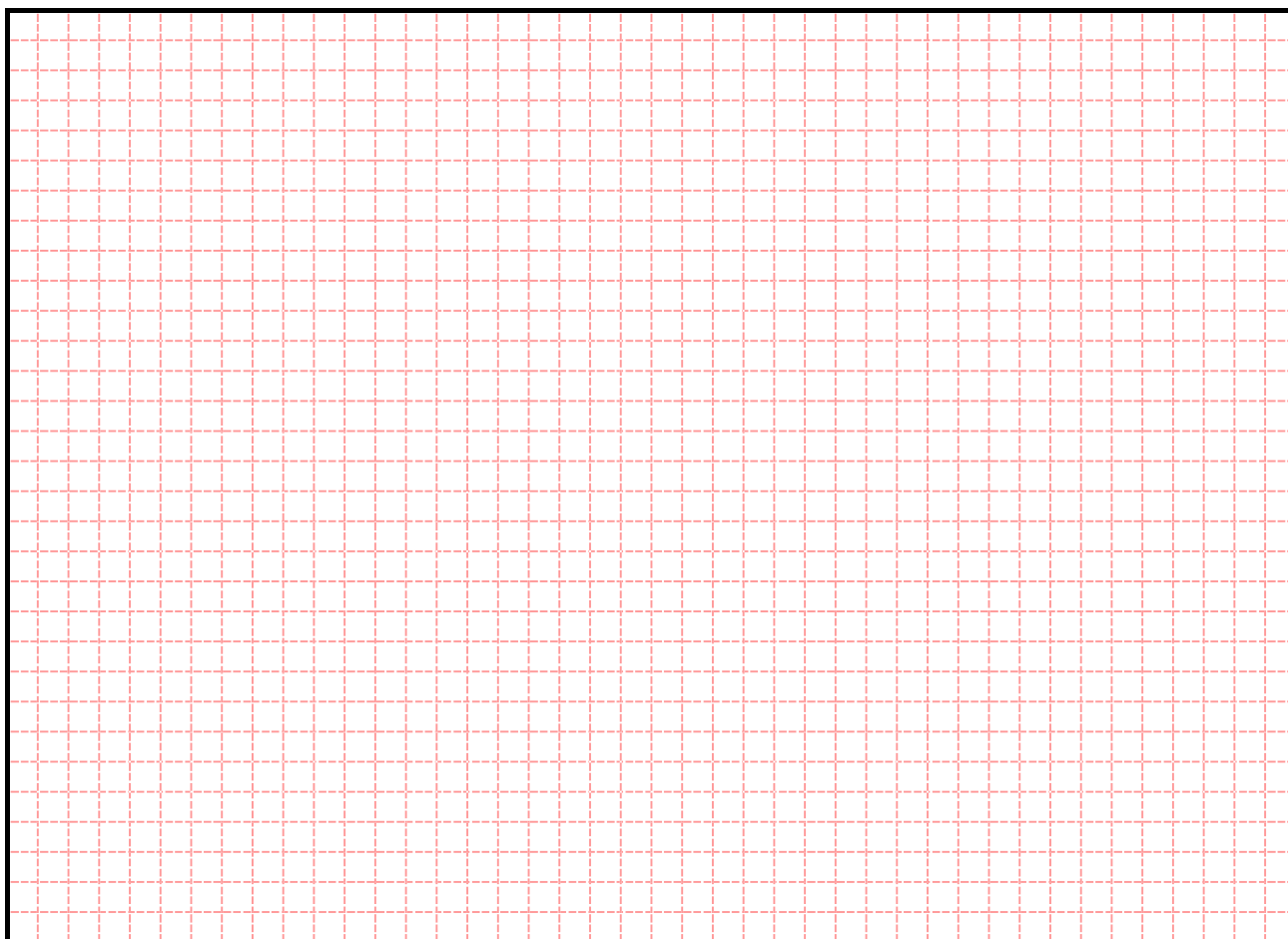
管 理 者	住 所									
	氏 名									
	連 絡 先									
	管理体系	常駐・非常駐	管理体系	自主・委託	その他					
建 物 の 概 要	名 称						ビル管理法適用	適用・非適用		
	所 在 地	日南市					供給水道			
	用 途	官公庁・事務所・病院・学校・住宅・店舗・その他（ ）								
	規 模	地上 階・地下 階・延面積			m ³	1日最大給水量		t/1日		
	量水器	内 部 量 水 器				揚 水 ポ ン プ			居 住 者 等	
	口 径	口 径	個 数	口 径	個 数	設置台数	能 力	揚 程	世帯数	
	φ mm	φ mm		φ mm			ℓ/分	m	利用者 人	
受 水 槽	設 置 位 置				設置数	本 体 材 質		排水管	通気孔	滅菌設備
	屋内・屋外・屋上・その他（ ） 地上型・地下型・半地下型・その他（ ）					RC・FRP・SUS その他（ ）		有・無	有・無	有・無
	内 寸				総 容 量	有 効 容 量	設 置 年 月		使 用 開 始	
	W	m	L	m	H	m	t	t	・	・
高 置 水 槽	設 置 位 置				設置数	本 体 材 質		排水管	通気孔	滅菌設備
	屋内・屋外・屋上・その他（ ） 地上型・地下型・半地下型・その他（ ）					RC・FRP・SUS その他（ ）		有・無	有・無	有・無
	内 寸				総 容 量	有 効 容 量	設 置 年 月		使 用 開 始	
	W	m	L	m	H	m	t	t	・	・
備 考										

※受水槽の有効容量が10m³を超えるものは簡易専用水道、10m³以下（10m³を含む）の場合は小規模貯水槽水道となります。

施設の給水系統図（フローシート）



水槽の設置場所見取図（平面図）



課長	施設補佐	営業係長	営業担当	工務係長	工務担当	受付印

記入例

量水器出庫依頼兼開栓届出書

1 工事承認番号 既得権の有無	R○ - ○○ 号	既得権 有 無 (無の場合は加入金の領収書を添付)
2 水栓住所	日南市中央通○○番地△ アパート名等 (コーポ日南101号)	
3 所有者氏名 (又は依頼者氏名)	日南 太郎	
4 量水器設置日 (開栓日)	令和 ○○ 年 △△ 月 □□ 日 (開栓日: 令和 ○○ 年 ×× 月 ×× 日)	
5 使用者氏名	〒 ○○○-△△△△ 住所 宮崎市○○町○○○番地△△ 氏名 株式会社 宮崎商事 代表取締役 宮崎 一郎 TEL (○○○○-△△-××××)	
6 水道使用料請求先	〒 住所 同上 氏名 TEL ()	
7 取扱指定店名	(有) 日南水道設備 担当者: 主任技術者 (水道 太郎)	
8 量水器種類等 (水道課記入)	用途	1. 一般 () 2. 臨時
	口径	φ mm 個 φ mm 個
	数量	φ mm 個 φ mm 個
	種類備考	1. ショート 2. 接線流 3. フラッシュ 4. ネジ 5. 縦型ウォルトマン ()
	種別	日南・北郷・南郷
	番号	指針 検満 年 月
番号	指針 検満 年 月	

加入金領収書の写し

※記入不要

水道番号	—	—
------	---	---

給水装置の修繕範囲に関する誓約書

日南市水道事業管理者 殿

令和 年 月 日

申込者（所有者）

住所

氏名

私が所有する給水装置の修繕につきまして、官民境界より1 m以降の給水管及び止水栓等で機能不良もしくは漏水が発生した場合は、すべて自費で修繕することを誓約いたします。また、修繕不履行により断水等の処置をとられても一切異議の申し立てを行いません。

給水装置設置住所：日南市

水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

日南市水道事業管理者 殿

令和 年 月 日

設置場所		
設置者 (所有者)	住所	
	氏名	
消防設備 業者	住所	
	業者名	
	代表者名	
	消防設備士名	
指定給水 装置工事 事業者	住所	
	事業者名	
	代表者名	
	主任技術者名	

給水装置工事で水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾します。

1. 当該スプリンクラー設備は消防設備士の指導の下に、日南市指定給水装置工事事業者が施工すること。
2. 当該スプリンクラー設備の作動は、他の給水器具を閉栓した状態での使用を想定としており、火災時の対応、配水管の断水(災害その他正当な理由による制限給水、水道管破損事故及び水道施設の工事等)又は水圧低下等で、誤作動や非作動が生じた場合において、水道事業者が責任を負わない旨を、設置者に十分説明し了解を得ること。
3. 当該スプリンクラー設備は消防法適合品であるとともに、給水設置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
4. 給水管から当該スプリンクラー設備の系統への分岐部には、逆流防止性能を有する器

具を設置すること。

5. 空気又は水の停滞を防止するための措置を行うこと。また、結露現象を生じ、周囲(天井等)に影響を与える恐れのある場合は、防露措置を行うこと。
6. 当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、当該施設は上記条件付きであることを賃借人に熟知させること。
7. 当該スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に熟知させること。
8. 当該スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等から通水状態に異常があった場合は、日南市指定給水装置工事事業者または設置した事業者に連絡するとともに、当方にて処置すること。
9. 当該スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、利用者に周知すること。

水道局納入金

(水栓番号

種別	口径	金額	差引金額	納入金額	納入日付	確認印
給水加入金	φ mm × 個					
設計審査手数						
完成審査手数						

水道課記入

支管分岐同意書
 日南市水道事業管理者 殿 ※必要に応じて記入
 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

給水装置所有者 (既設分)
 住所 日南市南郷町中村乙〇〇〇〇-〇〇
 氏名 南郷 二郎

私は、私の所有する給水管(水栓番号 番)から、支管を分岐する事について同意し、一切異議の申し立てを行いません。

今後問題が発生しても、当事者間で誠意をもって解決し、水道局には一切迷惑をかけない事を誓約いたします。

申込者(使用者)
 住所 日南市中央通〇丁目-〇〇
 氏名 日南 太郎

申込者(所有者)誓約書
 日南市水道事業管理者 殿 ※必要に応じて記入
 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

申込者(所有者)
 住所 日南市中央通〇丁目-〇〇
 氏名 日南 太郎

私は、自らの責任において本給水装置工事を施行し、水圧低下または出水不良が起きても異議申し立てを行いません。問題解決のための改善工事に当たっては、水道局の指示に従い、自費で施行することを誓約いたします。

土地・家屋所有者同意書
 日南市水道事業管理者 殿 ※必要に応じて記入
 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

土地・家屋所有者
 住所 日南市北郷町郷之原乙〇〇〇〇
 氏名 北郷 三郎

住所 氏名 ※複数の場合に記入

土地・家屋地番 ※工事を施工する場所(地番)
 日南市

私は、私の所有する上記の土地・家屋を使用して給水装置を設置することに同意し、一切異議申し立てを行いません。今後問題が発生しても、当事者間で誠意をもって解決し、水道局には迷惑をかけないことを誓約いたします。

申込者(所有者)
 住所 日南市中央通〇丁目-〇〇
 氏名 日南 太郎

給水装置の所有権変更届
 本給水装置に関する権利義務の一切を承継します。
 年 月 日

旧所有者氏名

新所有者氏名

(様式第5号) 給水装置工事完成検査申請書

右の給水装置工事が令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
 に完了しましたので、検査してくださいよう申請します。

日南市水道事業管理者 殿
 申込者(所有者) 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
 住所 日南市中央通〇丁目-〇〇
 氏名 日南 太郎

指定給水装置工事事業者名
 (有)日南水道サービス設備
 (※完成後に記入し提出)

下のとおり検査しました。 ※水道課記入

- ・ 通水試験 異常なし
- ・ 耐圧試験 1.75MPa 1分間異常なし
- ・ 水質試験 残留塩素濃度: mg/l
- ・ 機能検査 メーカー経由の確認

検査日 年 月 日
 検査員職氏名

検査
 課長 課長補佐 係長 検査員 受付 入力担当

給水装置工事申込書(給水装置工事台帳)

申請受付日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	工事種別	新設 改造 止水栓 帳易 修繕 撤去・仮設	給水方式	直結方式 直結高置水栓 受水槽 直・受併用 その他	道路占用申請・許可 国道・県道・市道 申請 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 許可 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 許可番号 日建道占第〇〇〇〇号	申請確認 水道課 担当印
工事承認番号	※水道課記入	水栓番号	※水道課記入	旧給水台帳番号	※改造・怪易・修繕・撤去など 既得権のある場合に記入		許可確認 水道課 担当印

本書のとおり、給水装置工事を施行したいので、日南市水道事業給水条例第4条の規定により承認してくださいよう申請します。

日南市水道事業管理者 殿
 申請者 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
 住所 日南市中央通〇丁目-〇〇
 氏名 日南 太郎

給水装置所有者
 住所 日南市中央通〇丁目-〇〇
 氏名 日南 太郎

設置場所 ※工事を施工する場所(地番)
 使用者住所 日南市中央通〇丁目-〇〇(住所)
 使用者氏名 日南 太郎

建物名称 ※了アパート等の名称
 登録番号
 指定店登録番号 (有)日南水道サービス設備 (例.R3-〇)
 主任技術者氏名 免状交付番号
 配管工等氏名 免状交付番号

委任者
 住所 日南市中央通〇丁目-〇〇
 氏名 日南 太郎

被委任者
 住所 日南市吾田東〇丁目-〇〇
 氏名 (有)日南水道サービス設備

委任状
 私は、本給水装置工事の申し込み及び施行並びに諸納入金の納入に関する一切の権限を下記の者に委託します。
 日南市水道事業管理者 殿
 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

申請受付日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	工事種別	新設 改造 止水栓 帳易 修繕 撤去・仮設	給水方式	直結方式 直結高置水栓 受水槽 直・受併用 その他	道路占用申請・許可 国道・県道・市道 申請 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 許可 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 許可番号 日建道占第〇〇〇〇号	申請確認 水道課 担当印
工事承認番号	※水道課記入	水栓番号	※水道課記入	旧給水台帳番号	※改造・怪易・修繕・撤去など 既得権のある場合に記入		許可確認 水道課 担当印

本書のとおり、給水装置工事を施行したいので、日南市水道事業給水条例第4条の規定により承認してくださいよう申請します。

日南市水道事業管理者 殿
 申請者 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
 住所 日南市中央通〇丁目-〇〇
 氏名 日南 太郎

給水装置所有者
 住所 日南市中央通〇丁目-〇〇
 氏名 日南 太郎

設置場所 ※工事を施工する場所(地番)
 使用者住所 日南市中央通〇丁目-〇〇(住所)
 使用者氏名 日南 太郎

建物名称 ※了アパート等の名称
 登録番号
 指定店登録番号 (有)日南水道サービス設備 (例.R3-〇)
 主任技術者氏名 免状交付番号
 配管工等氏名 免状交付番号

委任者
 住所 日南市中央通〇丁目-〇〇
 氏名 日南 太郎

被委任者
 住所 日南市吾田東〇丁目-〇〇
 氏名 (有)日南水道サービス設備

委任状
 私は、本給水装置工事の申し込み及び施行並びに諸納入金の納入に関する一切の権限を下記の者に委託します。
 日南市水道事業管理者 殿
 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

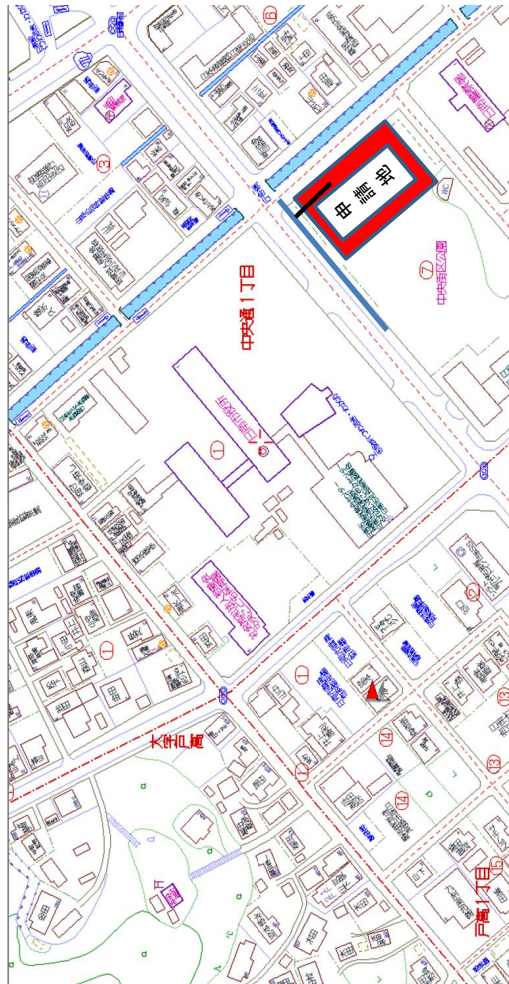
水栓番号

※水道課記入

設置場所

※工事を施工する場所

位置図



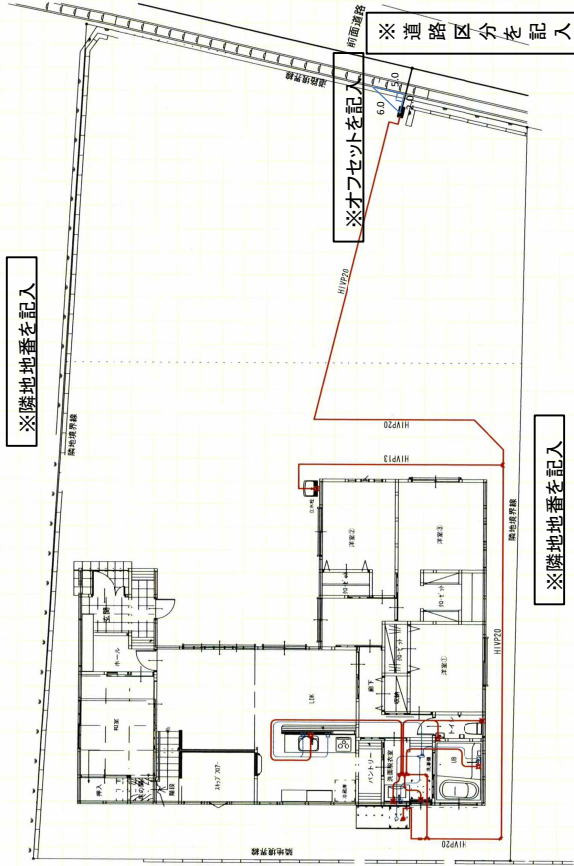
給水装置工事設計図・完成図

縮尺

申請用図面(※別添の場合)

平面図

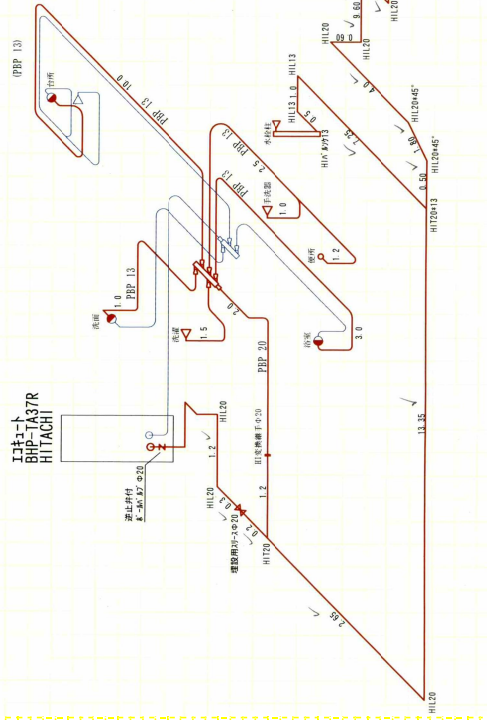
※隣地地番を記入



※隣地地番を記入

展開図

温水器・給湯器等の型式を記入



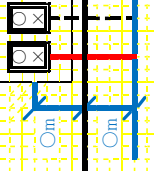
工事用臨時水栓見取図

※新たにサドル等を設けた場合は、本管の土盛りを記入してください。

※既得権有の場合は黒色(破線)で記入。

※本管・官民境界、メーター及び止水栓までの離隔距離を記入。

※臨時水栓箇所を記入すること。



配水管φ75

配水管φ75

水道既得権に関する誓約書

日南市水道事業管理者 殿

令和 年 月 日

申込者（所有者）

住所

氏名

私が所有する土地に属する水道既得権 _____ 件のうち、 _____ 件につきましては、放棄します。

私が所有する土地に属する水道既得権 _____ 件につきましては、今後も私が管理します。また、申請時点で未使用の給水装置において、官民境界より 1 m 以降の給水管及び止水栓等で機能不良もしくは漏水が発生した場合は、すべて自費で修繕することを誓約いたします。

修繕不履行により断水等の処置をとられても一切異議の申し立てを行いません。

給水装置設置住所：日南市 _____

放棄水栓番号（水道課記入）			
①		④	
②		⑤	
③		⑥	

給水装置工事申込書(給水装置工事台帳)申請時チェックリスト

※該当無の場合には／で消すこと

(表 第1面)

- ① 工事種別(いずれかに○)
- ② 給水方式(いずれかに○)
- ③ 道路占用申請、許可(該当無は枠に／をつける)
道路種別、申請、許可日付、許可番号
(申請中は、申請書のコピーをつけ、申請中の付せんをつける)
- ④ 道路使用許可申請(申請中は、申請書のコピーをつける)
- ⑤ 申請者
住所、氏名、捺印、連絡先
※営業料金システムで現登録所有者確認
- ⑥ 委任状
住所、氏名、捺印、連絡先
- ⑦ 設置場所、使用者住所、使用者氏名
※設置場所は、ゼンリン地図、地図情報システム、字図により確認
- ⑧ 指定給水装置工事事業者名、登録番号
主任技術者氏名、免状交付番号
配管工等氏名、免状交付番号
※指定給水装置工事事業者登録名簿で確認

(裏 第2面)

- ① 位置図(色付、矢印の記入)
- ② 公道部展開図
- ③ 工事中臨時水栓見取図

(表 第4面)

- ① 支管分岐同意書
※営業料金システムで現登録所有者確認
- ② 申込者(所有者)誓約書
- ③ 土地家屋所有者同意書
※賃貸契約書、登記簿により所有者確認
- ④ 給水装置の所有者変更届
※給水装置所有者変更届

(裏 第3面) ◎記入内容

- ① 給水管は赤線で記入されているか。
- ② 給湯管は青線で記入されているか。
- ③ 給水管種、口径は記入されているか。
- ④ 給水栓等は、正しい記号で記入されているか
- ⑤ 口径の変更箇所は、異型記号(△)を記入しているか。
- ⑥ 逆止弁の記入もれはないか。
- ⑦ 平面図と展開図の配管図は合致しているか。
- ⑧ アパート(3階以上)、大規模施設、給水管延長大の場合に流量計算書を添付しているか。
- ⑨ 公道との境界から1m以内にメーターを設置しているが、1m以上の場合には、第1止水栓を設置しているか。

◎追加事項

※給水加入金、手数料(設計・完成審査)の請求先

- | | | |
|-------|----|--------------------------|
| 給水加入金 | 住所 | |
| | 氏名 | <input type="checkbox"/> |
| 手数料 | 住所 | |
| | 氏名 | <input type="checkbox"/> |

(添付書類)

- ① 登記簿謄本または売買契約書の写し
- ② 道路占用許可書の写し
- ③ 道路使用許可書の写し

着工予定日 令和 年 月 日

完成予定日 令和 年 月 日

申請業者名

担当者氏名

水道課確認者氏名

給水装置工事台帳 完成検査申請前チェックリスト

※該当無の場合には／で消すこと

(表 第1面)

- ① 工事種別(いずれかに○)
- ② 給水方式(いずれかに○)
- ③ 道路占用申請、許可(該当無は枠に／をつける)
道路種別、申請、許可日付、許可番号
※必ず記入欄、許可書の添付が必要です
- ④ 道路使用許可申請(許可書コピー添付)
- ⑤ 申請者
住所、氏名、捺印、連絡先
※営業料金システムで現登録所有者再確認
- ⑥ 委任状
住所、氏名、捺印、連絡先
- ⑦ 設置場所、使用者住所、使用者氏名
※設置場所の住居表示を、総合戦略課に受ける
場合には申請者に聞き取り調査を行う
なお、最終的な確認は総合戦略課担当と事務
調整して行う
- ⑧ 指定給水装置工事事業者名、登録番号
主任技術者氏名、免状交付番号
配管工等氏名、免状交付番号(公道のみ)

(裏 第2面)

- ① 位置図(色付、矢印の記入)
- ② 公道部展開図 ※埋設深を記入
◎埋設深を、写真撮影して添付でも可
- ③ 工事中用臨時水栓見取図
- ④ オフセット記入確認 ◎記入は第3面でも可
(1)道路取出部
(2)第1止水栓
(3)メーターBOX

(表 第4面)

- ① 支管分岐同意書
- ② 申込者(所有者)誓約書
- ③ 土地家屋所有者同意書
※賃貸契約書、登記簿により所有者確認
- ④ 給水装置工事完成検査申請書
申込書(使用者)、指定給水工事事業者欄

(裏 第3面)

- ① 給水管は赤線で記入されているか
- ② 給湯管は青線で記入されているか
- ③ 給水管種、口径は記入されているか
- ④ 給水栓等は、正しい記号で記入されているか
- ⑤ 口径の変更箇所は、異型記号(△)を記入
しているか
- ⑥ 逆止弁の記入もれはないか
- ⑦ 温水器の型式、番号は記入してあるか
- ⑧ 平面図と展開図の配管図は合致してるか
- ⑨ アパート(3階以上)、大規模施設、給水管延長
大の場合に流量計算書を添付してるか
- ⑩ 公道との境界から1m以内にメーターを設置する
になっているが、1m以上の場合には、第1止水栓
を設置しているか

(添付書類)

- ① 道路占用許可書の写し
- ② 道路使用許可書の写し
- ③ 流量計算書(大規模給水施設、アパート
給水管延長大の場合)
- ④ 写真(せん孔状況、水圧試験、工事中用臨時
水栓用看板設置、井戸水等切替箇所
写真)

◎要確認事項(重要)

- ① 給水加入金や審査手数料は完納済か
(領収書、会計システムにより確認)

申請業者名

担当者氏名

水道課確認者氏名

臨時用開栓
給水装置工事に係る 臨時用閉栓 届出書
一般用開栓

日南市水道事業給水条例第13条に基づき、給水装置の使用を行いたいので、下記により申請します。
 なお、納付すべき料金手数料等を納期限までに完納しないときは、同条例第35条第1号により給水停止されても異議ありません。

令和 年 月 日

日南市水道事業管理者 殿

届出者住所
 届出者氏名
 (電話番号)

記

1. 閉栓・開栓希望日	閉栓	令和 年 月 日	開栓	令和 年 月 日
2. 給水装置の設置場所				給水装置工事申込書 承認番号 R -
	地区名		地図番号	P . . .
3. 給水装置の使用者 〈工事用臨時・一般用〉 (↑どちらかを○で囲んでください)	住所			
	氏名			
	電話			
4. 料金等の請求先 〈工事用臨時・一般用〉 (↑どちらかを○で囲んでください)	住所			
	氏名			
	電話番号			
5. 量水器情報	口径	φ mm	番号	指数
	添付書類：メーター位置図、メーター指数写真			
6. 備考				

決 裁	営業係長	端末入力	営業受付

受 付 印

【顛末報告】 =この欄は記入しないでください=

1. 開閉栓実施日	令和 年 月 日 (午前・午後 時 分実施)
2. 開閉栓実施者	
3. 水道情報処理日	令和 年 月 日 処理済
4. 水道情報処理者	
5. 特記事項	

臨時用開栓
~~臨時用閉栓~~
~~一般用開栓~~
 給水装置工事に係る 届出書

日南市水道事業給水条例第13条に基づき、給水装置の使用を行いたいので、下記により申請します。
 なお、納付すべき料金手数料等を納期限までに完納しないときは、同条例第35条第1号により給水停止されても異議ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

日南市水道 届出者は工事業者名で
 ご記入ください。

届出者住所 〇〇市〇〇
 届出者氏名 〇〇水道設備
 (電話番号) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

臨時閉栓日を記入。

一般開栓日を記入。

記

1. 閉栓・開栓希望日	閉栓	令和〇〇年〇〇月〇〇日	開栓	令和〇〇年〇〇月〇〇日
2. 給水装置の設置場所	日南市中心通〇〇丁目〇〇-〇〇			給水装置工事申込書 承認番号 R 〇 - 〇〇〇
	地区名		地図番号	P . . .
3. 給水装置の使用者 〈工事用臨時・ 一般用 〉 (↑どちらかを○で囲んでください)	住 所	日南市中心通〇〇丁目〇〇-〇〇		
	氏 名	日南 一郎		
	電 話	0987-12-3456		
4. 料金等の請求先 〈工事用臨時・ 一般用 〉 (↑どちらかを○で囲んでください)	住 所	同 上		
	氏 名	同 上		
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
5. 量水器情報	口 径	φ 〇〇mm	番号	N〇〇-〇〇〇〇 指数 〇〇
	添付書類：メーター位置図、メーター指数写真			
6. 備考				

決 裁	営業係長	端末入力	営業受付	受 付 印

【顛末報告】 =この欄は記入しないでください=

1. 開閉栓実施日	令和 年 月 日 (午前・午後 時 分実施)
2. 開閉栓実施者	
3. 水道情報処理日	令和 年 月 日 処理済
4. 水道情報処理者	
5. 特記事項	

<h1>量水器撤去報告書</h1>					受付印
1 現場住所		日南市			
2 所有者氏名 (又は依頼者氏名)					
3 撤去年月日		令和 年 月 日			
4 撤去メーター 1. 一般 2. 臨時 3. その他	口 径	メーター No.		指 針	
				m ³	
	Φ	N -		検定満期日	
		令和 年 月			
5 取扱業者名					
6 使用者 (料金請求先 住所・氏名等)					
課 長	管理補佐	営業係長	精算書作成	係	
	/				

水道番号※	- -
-------	-----

※は記入不要

<h1 style="margin: 0;">量水器撤去報告書</h1>				受付印
				記入例
1	現場住所	日南市 中央通1丁目1-1		
2	所有者氏名 (又は依頼者氏名)	日南 太郎		
3	撤去年月日	令和 ○○年 ○○月 ○○日		
4	撤去メーター 1. 一般 2. 臨時 3. その他	口 径	メーター No.	指 針
		Φ13	N△△-□□□□	32.0 m ³
				検定満期日
				令和 ○年 △月
5	取扱業者名	(有)日南水道サービス設備		
6	使用者 (料金請求先 住所・氏名等)	〒○○○-○○○○ 住所 日南市吾田東○丁目○○ 氏名 (有)日南水道サービス設備 TEL(0987-○○-○○○○)		
課 長	管理補佐	営業係長	精算書作成	係
	/			

水道番号※	— —
-------	-----

※は記入不要

給水装置所有者変更届

※太線の中を記入してください。

届出日 令和 年 月 日

1. 給水装置の所在地	日南市	
2. 水栓番号		3. メーター番号
4. 旧所有者氏名		
5. 日付及び原因	平成・令和 年 月 日	売買・相続・贈与・その他 ()

日南市水道事業管理者様

新所有者	住所	〒	—
	フリガナ 氏名		連絡先 ()
旧所有者	住所	〒	—
	フリガナ 氏名		連絡先 () Ⓜ
届出人	住所	〒	—
	フリガナ 氏名		連絡先 ()
新所有者との関係	1・本人 2・配偶者 3・親族 4・業者 5・その他 ()		
※上記で4に○をされた方は右欄に法人名を記入してください。	連絡先 ()		

課長	課長補佐	営業係長	工務係長	担当者

※ 添付書類・・・土地登記簿謄本(全部事項証明 写しでも可)もしは売買契約書の写し、周辺地図

※ 左記の旧所有者の捺印がない場合、誓約書をご記入ください。

誓約書

給水装置の所有者は、左記のとおりであるが、下記の事由により旧所有者の捺印が出来ませんでした。

つきましては、この度の所有者変更届出に対して、旧所有者又は第三者から異議等の申立てがあった場合は、私が全責任をもって解決に当たり、貴市水道課には、一切ご迷惑をかけるないことを誓約します。

(事由：)

令和 年 月 日

新所有者
住所
氏名

工務係長	WATERS	通知	営業係長	入力	使用者	開・閉
/	/	/	/	/	/	/

課長	補佐	係長	担当者	公印押印承認

道路(占用 ・工事着工 ・完成)届申請書

日南市水道事業管理者 殿

住 所
 事 業 者
 担当者名
 TEL

工事場所	路線名	国道・県道	
	住 所		
工事依頼者氏名			
工事目的			
工事期間又は着工			

課長	補佐	係長	担当者	公印押印承認

道路(占用 ・工事着工 ・完成)届申請書

日南市水道事業管理者 殿

該当の申請内容に
○を囲むこと。

住 所

事 業 者

担当者名

TEL

工事場所	路線名	国道・県道	
	住 所		
工事依頼者氏名			
工事目的			
工事期間又は着工			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

日南市水道事業管理者 殿

令和 年 月 日

申請者 住 所 _____

氏名又は名称 _____ 印

代表者氏名 _____

電話番号 _____

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更します。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

指定給水装置工事事業者
廃止
休止
再開
届出書

日南市水道事業管理者 殿

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏名又は名称

印

代表者氏名

電話番号

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の
廃止
休止
再開
の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開)の年月日	
(廃止・休止・再開)の理由	

給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書

日南市水道事業管理者 殿

令和 年 月 日

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任
の届出をします。
解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名		

漏水事故報告書兼減額申請書

日南市水道事業管理者 殿

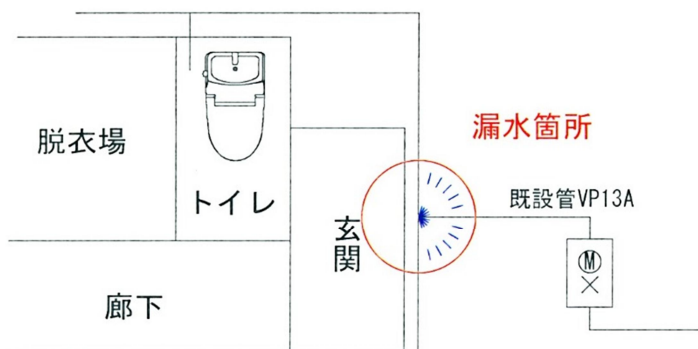
給水装置内漏水に係る上下水道料金の減額の基準を定める要綱第9条の規定に基づき、次の通り申請します。

受付番号	申請年月日	施工業者名
《記入しない》	令和 5年 4月24日	〇〇 〇〇 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
地区名	検針番号	申請者(使用者)名
〇〇	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇	〇〇 〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

事故内容

コンクリート下の既設管が劣化により破損し、破損部位から漏水。
破損部を配管修繕。

- ①事故カ所平面図・附近見取図・使用材料等を記載すること。
- ②状況写真(着手前・破損部位・修理後(埋戻前))を別途添付すること。



- 使用材料
- 〇〇〇〇 *0.4m
 - *2個
 - △△△△ *1個
 - ×××× *1個

*付近見取図は別紙。

修理依頼日	修理完了日	口径	メーター番号	修理後の指数
令和 5年 4月20日	令和 5年 4月23日	13 mm	NOO-××××	123 ^m

※水道課使用欄

課長	補佐	営業係長	調定担当	係

再確認年月日	令和 年 月 日	メーター指数
--------	----------	--------

再確認結果:

- 漏水箇所が完全に異常なく、修復されていることを認めた。
- 以下のとおり異常があり、修復が不完全であった。

(確認者名: (印))